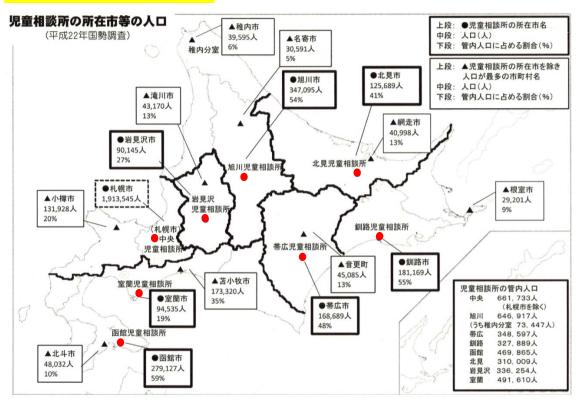
#### 3. 都道府県ヒアリング

## 北海道 ヒアリング調査報告

ヒアリング実施日:2018年2月6日

## 1. 北海道の支援拠点に係る状況



道内 178 市町村を8つの児童相談所と1つの分室(政令指定都市の札幌市児童相談所を 含めると計9か所)で対応している。

それぞれの児童相談所の管轄地域がとても広いということに加えて小規模な市町村が点 在している。

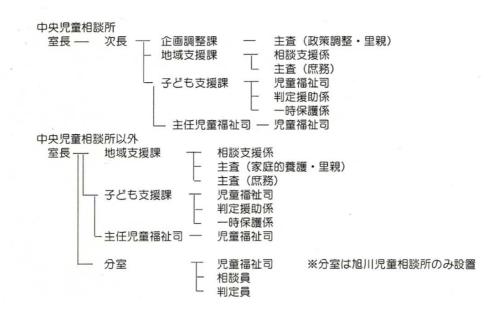
#### (1) 児童相談所の設置状況

**④** =n.₩.₩.□

児 相	所在地	管轄区域	市町村数	面積(km²)	人口(児	童人口)	最長市町村に係る時間・距離	設置年	建築年
中央	札幌市	石狩(札幌除く)、後志	27	6,725	646,205	(102,546)	約3h10m、160km(島牧村)	S23.7	S62.9
旭川	旭川市	上川、留萌	31	14,065	563,774	(83,168)	約3h40m、181km(天塩町)	S23.7	H6.3
分 室	稚内市	宗谷	10	4,625	68,512	(10,655)	約2h40m、130km(中頓別町)	S54.10	S45.3
帯広	帯広市	十勝	19	10,831	348,574	(56,648)	約2h、100km(陸別町)	S23.7	H23.3
釧路	釧路市	釧路、根室	13	14,531	321,472	(51,411)	約3h30m、177km(羅臼町)	S24.1	H23.3
函館	函館市	渡島、檜山	18	6,566	455,436	(67,175)	約2h30m、124km(せたな町)	S24.1	H7.3
北 見	北見市	オホーツク	18	10,691	297,037	(45,676)	約2h50m、145km(西興部村)	S27.7	H3.3
岩見沢	岩見沢市	空知	24	5,791	315,732	(44,496)	約2h、103km(北竜町)	S29.7	S52.12
室蘭	室蘭市	胆振、日高	18	8,510	478,900	(74,232)	約4h30m、224km(えりも町)	S39.2	H4.3

<sup>※</sup> 最長市町村に係る時間・距離は、車で最も時間がかかる市町村までの片道の時間及び距離(一般道利用、離島を除く)

#### (2) 児童相談所の組織機構



地域支援課では相談の受理、里親、関係機関連絡調整、市町村支援、庶務等、子ども支援 課では児童福祉司による調査、診断、指導、心理判定、一時保護等、企画調整課(中央児童 相談所のみ)では調査、研究、研修、各児童相談所との連携調整等を行っている。

### 2. これまでの支援拠点拡大への働きかけ

#### (1) 市町村と児童相談所の意見交換会

改正児童福祉法及び北海道社会福祉協議会児童福祉専門分科会児童相談体制のあり方検討部会(複数回実施)からの提言等を踏まえ、今後の児童相談体制の強化に向け、市町村の体制強化、市町村と児童相談所の役割分担と連携等を推進するにあたり、市町村における実態・課題の把握と、体制強化に向けた意見交換を行うことを目的として、平成29年7月から9月にかけて「市町村と児童相談所の意見交換会」を行った。

各児童相談所単位(管轄する市町村数やエリアに応じて適宜ブロック分け)で開催し、市町村や北海道(児童相談所、保健所、社会福祉課、子ども子育て支援課)が出席している。 管内市町村の直近の体制等の状況に係る資料作成・提出を事前に依頼し、札幌市を除く管内全市町村の現状把握を行った。

## ○意見交換会のプログラム内容

## 【標準プログラム】

	内 容
①開会	
②行政説明	【テーマ】 「改正児童福祉法の施行と今後の児童相談体制の強化について」 ・平成28年改正児童福祉法の概要(役割・責務の明確化、市町村児相の体制強化等)について ・「北海道社会福祉審議会児童福祉専門分科会児童相談体制のあり方検討部会報告(提言)」について ・「子ども家庭支援における市町村と児童相談所の役割分担と連携に係るガイドライン」について 等
③意見交換	【進め方】 グループでの意見交換→全体での意見交換 【テーマ】 ①市町村の体制強化について ・要保護児童対策調整機関への専門職配置(現状、課題、今後) ・要保護児童対策地域協議会の機能強化(取組事例、課題) ・市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置(検討状況、課題)等 ②市町村と児童相談所の役割分担と連携について ・ガイドラインの運用による連携の推進(現状、課題、問題点) ・共通リスクアセスメントツールの活用(活用事例、有効な活用方法)等  ○グループでの意見交換 ・出席者をグループ分け(人口規模や虐待件数などで)して意見交換 ・名市町村での取組状況、実情、課題など ○全体での意見交換 ・グループでの意見交換 ・グループでの意見交換
	エアマッペル人区

## ○事前に市町村に依頼した確認票内容

# ■市町村児童相談体制等確認票

市町村名

		回答欄	記載例	摘要
人口	스민(人)			国勢調査(H27)
	児童人口(人)		42	国勢調査(H27) 福祉行政報告例第45表(H28)
養護相談対応件数	児童虐待相談対応件数(件)			※ 体粉もウント士法
	その他の相談対応件数(件)		10	【「1」:1世帯を1件とする
	件数カウント方法			「2」:きょうだい5人の場合5件とす
虐待对応担当窓口	設置部署名			部署名を入力
の設置部署	係・グループ名			担当係・グループ名を入力
	連絡先			電話番号を入力
	担当者名 ① 児童福祉主管課		佐藤	担当者名を入力
	②母子保健主管課		-	
	③ 児童福祉・母子保健統合主管課	77		該当する欄に「〇」
	④ 教育委員会			(その他の場合内容を記載)
	⑤ その他 (→内容を記載)			
30.00	(→内容を記載)			
200	要対協調整機関の役割			役割を併せて担っている場合「C
	【他部署の場合】設置部署名			異なる場合は部署名を入力
(Page 12)	家庭児童相談室の役割		0	役割を併せて担っている場合「C
10 TH	【他部署の場合】設置部署名 子育て世代包括支援センターの役割			異なる場合は部署名を入力 役割を併せて担っている場合「C
The state of the	【他部署の場合】設置部署名		■■■課	異なる場合は部署名を入力
State of the State	子どもの貧困対策の役割		pr	役割を併せて担っている場合「C
	【他部署の場合】設置部署名		▼▼▼課	異なる場合は部署名を入力
	児童相談対応職員配置数(人)		6	H29.4.1現在(管理職(課長まで)を含む
	① 児童福祉司と同様の資格			
	② 医師			
	③ 社会福祉士		. ①	
	④ 精神保健福祉士			資格区分ごとの人数を入力
1000	⑤ 保健師・助産師・看護師 ⑥ 教員免許を有する者			再任用はローマ数字大文字 I 、  非常勤はローマ数字小文字 i 、
	⑦ 保育士		1	要対協調整担当者は丸付き数等
	⑧ 社会福祉主事(①~⑦を有しない)		1	①、②で入力
	⑨ 一般事務職員(①~⑧を有しない)		1, 1, 1	
	のその他			and the second second
	(→内容を記載)			
要保護児童対策	調整対応職員配置数(人)		3	H29.4.1現在(管理職(課長まで)を含む
調整機関	① 児童福祉司と同様の資格			
※児童虐待担当	② 医師 ③ 社会福祉士		1	DESCRIPTION OF STREET
窓口部署と異なる 場合に記載	④ 精神保健福祉士		- '	※牧豆ハブトの1巻ナ3 カ
河口1~60年に	⑤ 保健師·助産師·看護師			資格区分ごとの人数を入力 再任用はローマ数字大文字Ⅰ、
his salar confi	⑥ 教員免許を有する者			非常勤はローマ数字小文字:、
14 8 3 3 3 3	⑦ 保育士			要対協調整担当者は丸付き数号
A CONTRACTOR	⑧ 社会福祉主事(①~⑦を有しない)			①、②で入力
(*)	⑨ 一般事務職員(①~⑧を有しない)		1, ①	
	のその他			
医归类归去补偿	(→内容を記載)	SECTION S	Contract of the	
要保護児童対策 也域協議会	要対協の構造 ・ 三層構造		0	代表者、実務者、個別ケース検
也以协議云	・その他			1、衣有、天務有、個別グース快き
	(→内容を記載)			
	会議の開催回数(回)	3344	STATE OF THE PERSON	
	· 代表者会議		1(1)	H28年度実績
	· 実務者会議		3(1)	( )内に児相出席回数を記載
	・個別ケース検討会議		50(45)	
	登録ケース数(人)		THE COUNTY	
	・要保護児童数		3	H29.4.1現在
	・要支援児童数		10	
王宅支援サービス	· 特定妊婦数 養育支援訪問事業	ACCOUNT NAME	U	
主モ文援サービス	· 専門的相談支援	DATE OF THE PARTY		
- X 1181 X 101	· 育児·家事援助		▲▲▲課	
	子育て短期支援事業	Value of the second		
100000	・ショートスティ事業		※※※課	dettel en cranto de de c
	・トワイライトステイ事業		7,11,21,19	実施している部署名を入力 (その他の場合内容を記載)
	一時預かり事業			(その他の場合内容を記載)
	ファミリー・サポート・センター事業		▲▲▲課	
	市町村発達支援センター事業		◎◎◎課	
	その他(地域子ども・子育て支援事業を除く)		▲▲▲課	
	(→内容を記載)		子育て応援講座	

※組織機構図を添付してください(虐待対応担当窓口、要対協調整機関指定部署の関係部分) ※虐待対応担当係(グループ)の事務分掌を添付してください(氏名は削除)

## ○市町村と児童相談所の意見交換会 実施状況 (実績) 一覧

児相		日	時	場所	出席 市町村	対象管内(市町村数)	備考
中央	H29.7.10	月	15:10~17:00	後志総合振興局会議室	14	後志管内(20)	
	H29.7.13 木 15:10~17:00		15:10~17:00	特別支援教育センター大研修室	6	石狩管内(7)	
旭川	H29.8.1 火 13:00~16:00		13:00~16:00	上川保健所会議室	18	上川管内(23)	
	H29.8.4	金	13:00~16:00	留萌保健所会議室	8	留萌管内(8)	
	H29.7.31	月	13:30~16:00	稚内市役所正庁	7	宗谷管内(10)	
帯広	H29.7.26 水 13:10~16:10 十勝総合振興局会議室		十勝総合振興局会議室	16	十勝管内(19)		
釧路	H29.8.2	水	1.4:00~16:00	釧路保健所母子室	8	釧路管内(8)	
	H29.8.3	木	13:00~15:00	別海町役場会議室	5	根室管内(5)	
函館	H29.8.28	月	13:30~16:00	渡島総合振興局会議室	7	渡島保健所管内(9)	
	H29.8.29	火	13:30~16:00	八雲町シルバーセンター会議室	4	八雲保健所管内(4)	
	H29.9.11	月	13:30~16:00	江差保健所会議室	6	江差保健所管内(5)	
北見	H29.7.4	火	11:00~16:00	紋別保健所会議室	6	紋別保健所管内(8)	
	H29.7.19	水	11:00~16:00	網走保健所会議室	6	網走保健所管内(5)	
	H29.8.3	木	11:00~16:00	北見保健所会議室	7	北見保健所管内(5)	
岩見沢	H29.8.3	木	13:30~16:00	深川保健所会議室	5	深川保健所管内(5)	
	H29.8.10	木	13:30~16:00	空知総合振興局会議室	8	岩見沢保健所管内(9)	
	H29.9.1	金	13:30~16:00	滝川保健所会議室	10	滝川保健所管内(10)	
室蘭	H29.7.19	水	13:30~15:30	胆振総合振興局会議室	11	胆振管内(11)	
	H29.8.8	火	13:30~15:30	新ひだか町地域交流センター ピュアプラザ多目的室	4	日高管内(7)	

## ○意見交換会における主な意見

## 【市町村支援WG】市町村と児童相談所の意見交換会における主な意見

	1つ文族WG/中国的C元皇伯政内の志元文英芸にのける主な志元
区分	主な意見
①市町村と道の役割分担のあり方	《ガイドラインの運用による連携の推進》
	・虐待相談は過去にも記録がないことから、 <u>ノウハウが不足</u> している。専門の資格をもった職員も少なく、虐待相
	談があった時に <u><b>どうしたらよいのかわからない</b></u> というのが実情。
	・虐待対応のノウハウは、案件が少ないことや人事異動などにより、 <u>なかなか蓄積されていかない</u> 。今後も <u>児相</u>
	には、情報提供や助言をお願いしたい。
	・一時保護が必要か否かの判断が難しいため、必要の都度、児相に相談している。
	・児童福祉司には、忙しい中対応していただいているが、相談したいときに外勤などで相談できない時がある。タ
	イムリーに相談できるような体制をとってもらえると心強い。
	・ <u>グレーゾーンで膠着状態</u> のケースがある。児相にも、ここはできる、ここはできないと <u>アドバイスをもらいた</u>
	<u> </u>
	・明らかに虐待というのはわかりやすいが、ネグレクトの判断などは難しい。児相から助言をいただきたい。
	・児相から市町村への送致では、走りながら進めていく内に事例が出てくると思う。今後やり方も見えてくる。繰
	り返しやっていく中で、マニュアル的なものができていくのではないか。
	・安否確認については、これまでもガイドラインにあるような流れで対応してきている。
	・児相から同行訪問を求められた虐待ケースがあったが、市ではこれまでの関わりで信頼を築いていたことから、
	拒否したかったが、やむなく同行した。その後、親と市との関係が壊れてしまった。以前は、市町村が身近でケ
	ースを見守り、法的措置が取れる児相に悪役を担ってもらっていたが、そのようにしてもらえないか。
	・道で示してもらったので、 <u>市町村でできることはやらなければならない</u> とは思っている。児相からの助言・指
	導があれば、市町村の方で指導していけるのが一番良いと思うが、重たいケースは助けて欲しい。
	・ <u>市町村は児相のパートナー</u> だと思って連携していきたいと考えているので、 <u>機械的に役割分担され、市町村に</u>
	<u>過大な役割を求めることがないように</u> お願いしたい。
	・土日などに常時安全確認をとれる体制ではないので、児相から依頼があっても協力は難しい。

区分	主な意見
①市町村と道の役割分担のあり方	《共通リスクアセスメントツールの活用 (有効な活用方法などについて)》
	・虐待に特化していないが、保健師がアセスメントシートを作成し、ケース検討会議を開催している。 <b>国のツール</b>
	<u>は量が膨大</u> であり、市町村で作成するには <u>かなりの負担</u> 。
	・項目が多く使用が難しいが、 <b>着眼点の参考として活用</b> できるとよいと思う。
	・個別ケース会議後のまとめとして活用できる。
	・現在も保健師は乳幼児虐待ケースのリスクアセスメントシートを使っている。今後は検討したい。
	・初めてのケースや関係者に内容を伝えるためには有効と考えるが、町では小さい頃から状態の分かっているケ
	ースが多い。時間をかけてシートをチェックしている間に、直接ケースに関与した方が良い。内容が <b>もっと簡素</b>
	化されると良い。
	・最初は時間がかかると思うが、 <b>慣れてくることによって関係機関がこの項目に沿った情報を集めるようになる</b>
	ので、もう少し早く対応できるのではないか。
	・以前、児相と市で同じ認識に立てないことがあった。ツールは、チェックに時間がかかってしまい、同じ欄でも
	評価に温度差ができてしまうことがある。
	(その他)
	<ul><li>緊急度、重要度や重症度を判断するノウハウがないので、具体的に教えて欲しい。</li></ul>
	・土日祝日の対応について、児相へつなぐのに時間がかかったことがあったので、改善して欲しい。
②市町村の体制強化	《要保護児童対策調整機関への専門職配置》
	・今年度は、まだ誰を専門職(調整担当者)とするのか検討・協議中。
	・ <u>専門職は未配置</u> 。来年度予算要求を行い、 <u>誰を担当者にするかも併せて今後検討</u> 。
	・ <b>人事当局</b> に専門職の配置について要請しているが、罰則があるのかなど <b>難航</b> している。
	・小さな町では専門職の確保が難しい。兼務で対応しているが、業務上、厳しい面もある。
	・研修に向けての予算措置をしていない。5日間続けての研修出席は業務も入っており、難しい。
	・専門職だけではなく、 <b>事務職にも初動対応の研修があるとよい</b> 。
	・他分野の業務も担当している中で、直接家庭に行ったり、話を聞くというのは難しい。子どもに対応できる専
	<b>任の職員が必要と痛感</b> している。

区分	主な意見
②市町村の体制強化	《要保護児童対策地域協議会の機能強化》
	・人事異動による職員のノウハウ不足、関係機関とのネットワーク構築が課題であるため、 <u>ケース検討会議を積極</u>
	的に活用し、係員のノウハウ蓄積、関係作りに取り組んでいる。開催には、時間、労力を要するが、関係機関
	から気軽に開催の声かけができるよう <u>敷居を下げるためにも活用</u> している。 <u>開催の効果は今後に繋がる</u> 。
	・代表者会議で虐待対応の説明はしているが、 <u>現場担当者の理解が足りない</u> と感じており、当面の課題と考える。
	・機構改正により、教育委員会の中に、児童福祉及び母子保健を所管する組織ができ、保健、福祉、教育との連携
	や情報共有が以前より取りやすくなったが、人員が少なく、通常の保健活動や福祉業務をしながら相談体制を整
	えるのは厳しい状況。
	・出生数が少ないため、全ての子どもを把握している。ケース検討会議としてではなく、発達障害の関係で学校、
	保育所、教育委、保健師で会議を開催している。以前、児相も入ってケース検討会議を開催した。限られたマン
	パワーの中で情報共有ができていたが、役割分担がされておらず、保健師など一部の職員が関わる部分が大きか
	ったが、児相が関わる部分や保健所に相談できる部分が分かり、担当者の負担減に繋がった。課題としては、要
	対協を開催するか否かの判断ノウハウが無い。
	・ <u>学校も異動があり、温度差の違い、引継ぎがない</u> 。イチから説明し、要対協についても説明しなければならない。
	・児相には直接関与してもらえるのでありがたいが、児相は終結ありきで会議を開こうとし、市ではその後も関わ
	り続けなければならず、想いの違いがある。
	・代表者会議は開催していないが、小さい町で関係機関について良く知っているため、特に問題はない。 <u>児相や道</u>
	にはSV的な関わりを望む。
	・保健師が要対協の調整機関と母子保健を担当しているが、要対協は終結で支援を終えることはできても、母子保
	健の方はその後も関わっていかなければならず、保健師の負担が大きい。 
	《市区町村子ども家庭総合支援拠点》
	・職員が削減されている中、 <u>兼務の仕事も多く、資格者もいない</u> ことから、現状 <u>設置は困難</u> 。
	・資格要件を有する職員について、常勤・非常勤関係なく、 <u>募集をかけても応募が無く、確保が難しい</u> 。
	・職員の配置を含めて、 <b>まだイメージがつきづらい状態</b> 。子育て世代包括支援センターは母子保健の方で検討が始
	まっている状況ではあるが、支援拠点は話が進みづらい状態。
	・努力義務規定であれば、人員配置が困難なことから、特に設置せず現状のままとしたい。
	・ <u>設置に向けて、部内の検討会議を立ち上げ</u> 、現行の組織、各課の連携で対応できないか検討している。児童福
	祉、母子保健、どこに支援拠点の看板を持っていくか。

## (2) ガイドライン等の作成

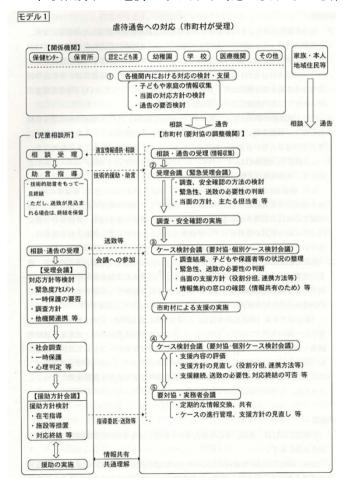
・「子ども家庭支援における市町村と児童相談 所の役割分担・連携に係るガイドライン」 (平成29年4月 北海道)

市町村と児童相談所の役割分担・連携を進めるためには、それらを具体的に整理・明確化したガイドライン等が必要ではないかとの議論が以前からあり、そのような中で法改正が行なわれたことも踏まえ、新たに上記のガイドラインを作成した。



道や児童相談所が行うことと、市町村が行うこと、といった役割分担や、基本的な対応の流れ、連携方法などを示す内容としている。

自治体においては、担当者や職員の異動もあることから、このガイドラインを活用することで、役割分担・連携の取り方や対応の流れなどを確認できるものと考えている。



← 「子ども家庭支援における市町村と児童相談所の役割分担・連携に係るガイドライン」より引用

#### (3) 個別の対応

市町村からの質疑等については、市町村支援を担う児童相談所において、個別に回答・説明する対応を基本としている。また、児童相談所を経由して、あるいは直接道本庁に問い合わせを受ける場合もあり、設置要件等の制度面の質疑については必要に応じて国に照会するなどした上で説明・回答している。また、設置要綱をどのように作成すればいいのかなどの相談についても、個別にアドバイスを行っている。

#### (4)人的支援

拠点に特化した話ではないが、一部の自治体に職員派遣を行っている。児童相談の対応ノウハウや専門性を向上させることを目的とした職員派遣(交流)を希望する市町村について、児童相談所職員を市町村に派遣するとともに、市の職員を児童相談所に受け入れる形での交流を行っている。

## (5) 法制度設計支援(要綱案の提示など)

市町村からは、支援拠点のイメージが持ちづらい、設置の必要性がよく分からない、要綱を作るための情報がない、といった質問や問い合わせを受けるため、支援拠点を既に設置した市町村における取組内容や制定済みの要綱を「例示」として提供するなどして支援している。設置している事例がまだ少ないため、他の都府県も含めた全国的な取組事例が提供されることが望ましい。

## 3. 促進の阻害要件

#### (1)土地的な問題

道内では小規模な自治体が多く、支援拠点の類型では小規模B型以上になる所は少なく、 大半が小規模A型になり、その地域が各地に点在している。

複数の自治体が連携・連合を組んで拠点設置をする方法も可能とされているが、北海道では町と町の間だけでも  $1\sim2$  時間かかる場合があるなど物理的な距離も問題があるほか、児童に関する支援ノウハウを有した支援団体等の社会資源が少ないといった課題があり、複数自治体が連携して拠点設置することはなかなか現実的ではない面がある。

北海道では「距離・人・社会資源」の問題が大きい。雪の中での移動という課題もある。

#### (2) 人材不足

道内でも働き手が少なくなっている状況で、拠点設置の要件である専門能力を有する人材を確保することが難しくなっている。市町村が社会福祉士や保健師等の専門職の募集を掛けても応募がなく、確保することが難しい。また、多くの小規模自治体では、1名の職員が複数の業務を兼務している状況である。児童分野に特化した組織体制を作ることも難しい自治体が多い。

#### (3) 財源の問題

各市町村で保健師等の専門職確保が難しい中で、小規模 A 型で定められている専任で2 名体制という基準をクリアすることが難しい自治体が多い。児童相談所と連携して相談業務や虐待対応等ができているなど、実質的に拠点としての機能を有している市町村であっても、設置人員基準に照らし合わせて要件を満たすことが出来ない場合には補助金を受けることが出来ない。また、正規職員分は補助金の対象から外れており、人員体制の構築が難しい要因となっている。現場としての必要性を感じていても、人事当局など自治体内部で理解を得ることが難しいとの意見も出ている。

#### (4) 人的支援の問題

市町村の専門性を上げていく必要もあるが児童相談所としても、体制強化が必要であり、専門職の確保・育成を図り、ノウハウを蓄積して専門性を向上させていかねばならない状況である。そのような中にあって、市町村からの要望にはできる限り応えたいと考えているが、限られた職員体制の中での対応となり限界がある。



↑北海道庁

市町村では、保健師等の専門職員の確保が難しい現状であることから、自治体で職員配置の要件を満たすためには、事務職員等が児童福祉司任用前講習会を受講して要件を満たすことが選択肢のひとつとなる。

道では、児童相談所職員向けに行っている任用前講習会について、市町村にも受講の案内を行っているが、合計 5 日間を要するカリキュラムの多さと、開催地(札幌)までの距離 (移動距離)という点で、受講の負担は大きい。一人担当として対応している自治体が多い中で、研修で長期間職場を離れることが現実的に難しいうえに、遠方から参加するためには 土日を含めて日数を確保しなくてはならない。では各自治体で研修を行えばよいのかというと、予算面や講師の調整、人的負担等の関係から難しい面がある。

### 4. 今後、有効だと考えられる策

#### (1) 個別の支援

小規模な自治体が大半を占め、さらにそれらが広域で分散しているという特徴がある北海道において、子どもを守るためには、身近な場所で必要な対応が行えるよう市町村の体制強化を図りつつ、市町村と児童相談所との役割分担と連携を進めていくことがとりわけ重要である。すぐに支援拠点の要件を満たすことが難しいとしても、少しずつでも現在の機能や体制を向上させていかなくてはいけない。

自治体の規模や状況、抱える課題は様々でニーズも異なっていることから、それぞれに応じたサポートをしていかなくてはいけないと考えている。それぞれの児童相談所が、管内の個々の自治体の状況に応じて、必要なアドバイスや研修等の支援に取り組んでいこうとしている。

#### (2)制度設計

現在の国が示している主な職員の最低配置人員基準の類型のみでは、小規模自治体が多い道内には当てはめにくい。道としては少しでも拠点設置が進むように働きかけていくが、道内の多くの自治体は現在の拠点の要件では満たすのは難しいと考えている。要件を緩和するか、補助金の制度の変更が望まれる。現在示されている要件まではいかないが、必要な機能や体制を充実させようとしている自治体に対して、国としてのバックアップ(財政的なサポートを含む)がほしい。

前述したように複数自治体による拠点設置は現実には難しい。基準を下げるなどしないと小規模な自治体では拠点設置の道筋を描くことが出来ない。要件を下げるということは必ずしもレベルを下げることではない。自治体の現状から一歩でも前に進めようとするための動機付けとなるような、より柔軟な制度設計が望まれる。

基準ありきで要件を考えるのではなく、都道府県や市町村の水準を引き上げていくために、自治体の実情を踏まえた、グラデーション的かつ多様な要件を考えていかないと自治体としては動いていくことが難しい。小規模 A 型よりもさらに小さい自治体が道内には多数ある。かかる自治体にも必要な支援が提供される制度設計が望まれる。

### 5. 北海道 中央児童相談所の概要

札幌市が政令指定都市となり札幌市児童相談所が設置されたために、昭和 47 年に北海道中央児童相談所管轄区域から離れたのちに、北海道中央児童相談所は石狩振興局管内(5 市 1 町 1 村)と後志総合振興局管内(1 市 13 町 6 村)を担当している。北海道中央児童相談所は北海道立心身障害者総合相談所や北海道立特別支援教育センターと併置されており、子どもの福祉、教育、医療等について互いに連携して相談を受けている。

年々件数が増加していっていることから、児童相談所と各市町村の役割を見直し、打ち合わせしたうえで分担し、それぞれの持つ得意分野や専門性を活かしていくことによって、子どもたちの生命身体を守っていく体制を構築していくようにしている。児童相談所が重大・緊急ケース等の専門性を必要とすること等に力を入れられるようにする。一方で市町村が有している地域とのつながりを活かして予防等に力を入れることが出来るように話し合いをしている。その意味では現時点で拠点を設置するということはそれぞれの役割を見直す意味で重要な機会であるが、北海道には小規模 A 型よりも小さい自治体があることから拠点を設置するにあたってどのような手段や案があるのか、もう少し具体的な提示が望まれる。それによって強い協力体制を構築できるのではないかと考えられる。





5市 1町1村(札幌市を除く) 石狩管内 管轄区域 1市13町6村 後志管内 合 6市14町7村 (管内の最遠隔地までの距離167km) 6, 735km² 積

(平成27年3月31日現在 住民基本台帳人口) 639,797人 口 人 児童人口 99,407人

(平成22年国勢調査による推計)

### 管内人口及び児童数の状況

			18歳未満	人口に占め	小学	·校	中学	校
地区	市町村名	人口	児童数	る割合(%)	児童数	学校数	生徒数	学校数
	江別市	119, 212	18, 835	15. 8%	5, 918	19	3, 317	
	千歳市	94, 773	16,870	17.8%	5, 504	17	2,648	
石	恵庭市	68, 693	11,747	17. 1%	3, 901	8	2,040	
狩	北広島市	59, 374	9, 975	16.8%	3, 276	9	1,826	
地	石狩市	59, 127	9,697	16.4%	3, 409	13	1,666	
区	当別町	17,098	2,633	15.4%	736	3	495	
	新篠津村	3, 295	596	18. 1%	155	1	92	
	小計	421, 572	70, 353	16. 7%	22, 899	70	12,084	4
	小樽市	123, 664	-15, 458	12.5%	4, 908	24	2, 738	1
	島牧村	1,605	191	11.9%	54	1	33	
	寿都町	3, 172	377	11.9%	122	2	70	
	黒松内町	3, 028	463	15.3%	145	2	81	
	蘭越町	4, 967	750	15. 1%	218	2	145	
	ニセコ町	4, 764	719	15. 1%	217	2	122	
	真狩村	2, 129	324	15. 2%	101	2	49	
	留寿都村	1, 835	294	16.0%	101	1	43	
後	喜茂別町	2, 313	252	10.9%	93	2	42	
志	京極町	3, 175	416	13. 1%	170	2	88	
-	倶知安町	14, 915	2, 431	16. 3%	845	5	376	
地	共和町	6, 245	955	15. 3%	287	3	171	
区	岩内町	13, 550	1, 951	14. 4%	580	2	334	
	泊村	1,747	278	15. 9%	93	1	55	
	神恵内村	942	94	10.0%	35	1	21	
	積丹町	2, 301	253	11.0%	72	4	44	
	古平町	3, 370	334	9.9%	96	1	61	
	仁木町	3, 464	457	13. 2%	140	2	78	
	余市町	19, 932	2, 890	14. 5%	873	5	470	
	赤井川村	1, 107	167	15. 1%	60	2	28	
	小計	218, 225	29, 054	13. 3%	9, 210	66	5, 049	_ 3
管	内合計	639, 797	99, 407	15. 5%	32, 109	136	17, 133	8

注1 18歳未満児童数は、平成22年国勢調査時の人口に占める18歳未満児童数の割合を、平成 27年3月31日現在の人口に乗じた推計値。

注2 人口には、外国人数を含む。

注3 小学生・中学生数は、平成26年度北海道学校一覧による。

## ○虐待相談の処理状況

	4	年度			16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27
施	設		入	所	11	25	12	33	35	22	29	10	14	34	14	17
里	親	等	委	託	2	1	4	4		3	5	2	1	3	2	3
面	接	-	指	準	78	52	29	115	190	174	146	152	121	316	295	389
そ		の		他	8	28	14	50	24	29	21	7	13	17	5	12
		81		,	99	106	59	202	249	228	201	171	149	370	316	421

※27年度の「面接指導」の内訳は、児童福祉司指導4件、継続指導13件、助言指導360件、他機関あっせん7件、福祉事務所通知5件 ※27年度の「その他」の内訳は、ケース移管受理1件、その他11件

## ○市町村別児童虐待相談処理件数

			H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度
中	央 児	相	171	149	370	316	421
対	全 道	比	11.3%	8.7%	17.7%	10.5%	10.8%
道	の児相	21	1,078	1,276	1,687	1,855	2,420
札	幌児相	î†	437	435	402	1,159	1,480
全	道	21	1,515	1,711	2,089	3,014	3,900
全	[3]	計	59,919	66,807	73,802	88,931	103,260

市町	年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度
江	別で	<b>5</b> 27	35	41	45	62
千	歳T	b 29	21	91	54	87
恵	庭下	<b>5</b> 27	11	52	35	52
北	広島で	8 त	7	15	38	33
石	狩ァ	h 17	11	57	21	39
当	別田	T 2	5		8	4
新	篠津村	न				4
石	狩管内部	† 110	90	256	201	281
他	管内部	† 14	12	23	28	17

年度市町科	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27 年度
小樽市	19	. 22	23	43	60
島牧村					
寿都町			2		
黒松内町	2	4	2		
蘭越町	1	8		100.7	2
ニセコ町	1		2	4	6
真狩村					1
留寿都村					1
喜茂別町			1		
京極町			8		
倶知安町	4	6	25	20	30
共和町	1		5		1
岩内町	13	2	16	13	8
泊 村		3	2		2
神恵内村			1		
積丹町	2	1		3	
古平町					
仁木町		1		2	
余市町	4		4	2	12
赤井川村	,				
後志管内計	47	47	91	87	123



←旧北海道庁



←北海道庁

## 6. 全体の感想

小規模A型の人員体制を整えることが難しい小規模自治体が多い中、県として児童相談 所と協力のもと個別に相談を受け付け、対応を行っている。要綱整備など法的バックアップ などを精力的に行っている。

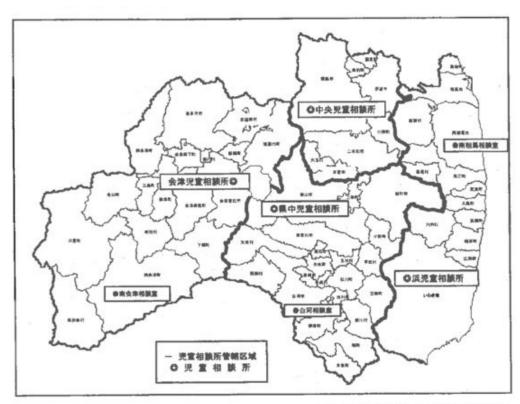
> ヒアリング調査報告 鈴木秀洋 石川めぐみ 井上玲亜

# 福島県 ヒアリング調査報告

ヒアリング実施日:2018年2月21日

## 1. 福島県の支援拠点に係る現状

## (1) 児童相談所の分布



※ 平成29年4月1日現在の行政区園

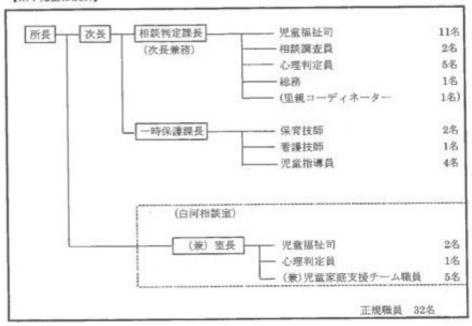
児童相談所名	面積 (k m)	管轄区域 市町村数	(Y)	児童数 (人)	人口に対する 児童の割合	管内別 児童割合
中央児童相談所	1,753.34	4市 4町村	490,647	76,024	15.5%	25.0%
県中児童相談所	0.000.00	4市	683,456	113,623	16.6%	37.4%
白河相談室	3,639.32	17町村	000,400	110,020	10.070	51.470
会津児童相談所	E 400.01	2市	277,754	43,378	15.6%	14.3%
南会津相談室	5,420.31	15町村	211,154	. 40,010	10.078	14.0%
浜児童相談所	0.050.55	3市	462,182	70,961	15.4%	23.3%
南相馬相談室	2,970.77	10町村	462,182	70,961	10.470	23.070
\$t	13,783.74	13市 46町村	1,914,039	303,986	15.9%	100.0%

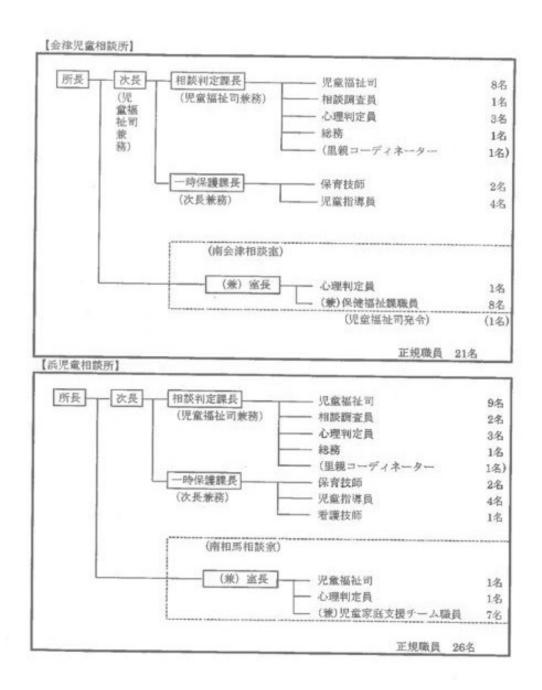
- ※ ① 人口及び児童人口は、平成27年10月国勢調査結果による。
  - ② 市町村数は平成29年4月1日現在

## (2) 児童相談所の組織

#### (平成29年4月1日現在) 【中央児童相談所】 10名 相談課長 一 児童福祉司 2名 (児童福祉司兼務) - 相談調査員 - 総務 1名 1名) (里親コーディネーター) 所長 -- 次長 4名 判定課長 (心理判定員兼務) - 時保護課長 - 保育技師 4名 1名 - 看護技師 (次長兼務) - 児童指導員 2名 一専門員 2名 正規職員 28名

#### 【県中児童相談所】





(福島県 児童相談所業務概要 より引用)

## 2. これまでの支援拠点拡大への働きかけ

平成30年1月30日に講師を招き、厚生労働省の資料を活用し、県から市町村に対して 説明会を実施。説明会では包括支援センターと支援拠点の在り方について説明を行った。ま た市町村側から質疑があれば個別に説明を行っている。

## 3. 平成30年2月21日市町村子ども家庭相談支援講習会

### (1)参加自治体

福島市、会津若松市、郡山市、白河市、喜多方市、相馬市、 二本松市、田村市、南相馬市、伊達市、本宮市、国見町、川 俣町、大玉村、鏡石町、下郷町、南会津町、北塩原村、磐梯

町、湯川村、三島町、昭和村、矢 吹町、棚倉町、塙村、鮫川村、石 川町、平田村、浅川町、三春町、 広野町、大熊町、須賀川市、只見 町、楢葉町

(32/59市町村)



市町村子ども家庭相談支援講習会~市区町村子ども家庭総合支援拠点について~ 開催要項

平成28年に成立した児童福祉法等の一部を改正する法律(平成28年法律第63号) 平成28年に成立した児童協社法等の一部を改正する法律(平成28年法律第63号) において、地域が基础的な地方の実用体である市町村は、干さもの最も第7位場所にお ける子ども及び外産婦の福祉に関する支援業務を適切に行わなければならないことが 明確化され、干さもとその家庭及び好産婦等を対象に、実情の把握、干さし等に関する 相談全般から通所・在宅支援や中心としたより専門のな相談などや必要と調整、訪問等 による機秘的なソーシャルワーク業務までを行う機能を担う残怠(市区町科子ども家庭 支援機点。以下「支援機点」という。)の整備に努めなければならないと規定された、 支援機点の整備に向けた支援調管金開催することにより、市町村の干ども家庭相談 体制の天実強化を図る。 2 ± 億

2 主 催 福島県こども未来局児童家庭課

受講対象者 市町村子ども家庭相談担当課職員及び児童相談所職員

開催期日 平成30年2月21日(水)

図 物 (協島市男女共同参画センター「ウィズ・もとまち」 4 階大会議室 住 所 : 協島市本町2番6号 電 話:024-525-3784 会会構1建北ペペースがありませんので、駅庁外来駐車場を仰利用ください。駅庁外来 駐車場を御手用の方は、無半役野させていただきますので、駐車券を御持参願います。

6 日程および内容 12:30 受付開始

13:00 開 会

13:00 あいさつ 福島県こども未来局児童家庭課長 渡辺 一朗

「市区町村子ども家庭総合支援拠点について」 (仮題) 13:05 行政説明

説明者 厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課 虐待防止対策推進室 野中 和徳 調整係長

14:30 グループワーク

テーマ:「市区町村子ども家庭総合支援拠点について」(仮題) 助言者: 厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課 虐待防止対策推進室 野中 和徳 調整係長

15:30 団 会

(2) グループワークでの自治体からの意見 グループワークでは下記のア、イの問いについて全体を 7グループに分け30分程、思案を巡らせた。

	市町村の主な回答
	心理員の確保
ア. 市町村子ども家庭	専門職の確保
支援拠点の整備のた	施設を専用にするか、兼用にするかを決めなければならない
めの必要な準備	要綱の作成
	職員の理解
	課長レベルの研修会
イ. 市町村子ども家庭	補助金の確保
総合支援拠点を整備	先進的事例の情報不足
することの課題	心理員の確保のための要件の難しさ
	人材の確保
	研修の頻度の少なさ
	予算を確保
	包括支援センターとの兼ね合い(小規模な町村では包括支援セン
	ターでまかなえるのではないか)

#### 4. 促進の阻害要件

#### (1) 財政面

拠点設置主体が市町村であるため、県独自の補助金による支援等は財政部局等の理解が 得難く財政面での支援は困難な現状である。設置促進、加速のための年度限りといったよう な限定的な支援として交渉を行えば可能性はあるが、長期的、全般的支援というものは財政 的に確保は難しい。

拠点整備は、開設時に補助金を短期的に出し、のちには補助金を確保しないといったような事業ではなく、長期的に行うものであるという考えを持っている。

### (2) 人的支援

児童相談所においても、虐待通告の増加等により、マンパワーが十分といえない状況であることから、市町村への人的支援を行うことは困難である。

確かに、市町村をバックアップしないと結果的に仕事が児童相談所に回ってくるという ことはあるのであるが、現在児童相談所としては、目の前にあるケースを優先し、手が回ら ない状況である。

県職員の中では、児童相談所の職員数は増加傾向にあるが、児童相談所職員の年齢層が若 く、市町村に出ていき指導を行えるような中堅職員数が少ない状況にある。

このような職員体制は、市町村をバックアップするうえでも十分とは言えず、問題がある と思われる。

## (3) 人材育成

児童福祉司任用前講習会の他にも、児童福祉司任用後研修等が義務研修として都道府県の義務としてあることから、児童福祉司任用前講習会について、できるだけ市町村職員が多く受講できるよう会場の調整等を行う予定である。

しかし、今年度、年1回開催したものを年2回開催するなどの対応は業務量の関係から困難である。数日間にわたる研修というものを行うとなると、研修を受けさせる側も、主催する側も職員への負担が大きく支障もある。

#### (4) 法制度設計支援

他自治体における支援拠点の整備状況について情報収集をした上で、要綱案の提示など を行いたいと考えているが、現在情報収集ができていない。

また、子育て包括支援センターや要保護児童対策地域協議会との連携など、市町村がどのような体制で支援拠点を整備してもらうか方向性を示していくには、県としても支援拠点制度の理解を深めていく必要がある。

#### (5) 原発事故による課題

福島県は原発事故により現在も多くの県民が県外に避難しており、役場機能が点在している自治体もある。このような自治体において支援拠点をどのように整備していくのか、避難者の受け入れ先の自治体とどのように連携していくかが問題としてあり、それに対して県としてどのように支援を行っていくかというものが課題としてある。

## 5. 今後、有効だと考えられる策

#### (1)人材育成支援

児童福祉司任用前講習会について、児童相談所職員の他に、市町村職員も多数受講できる 多人数が収容できる会場の確保等を行う。福島県内には59の市町村があり、講習会には代 表して一人が参加するということが原則となっている。しかし複数人の参加を希望する市 町村も存在している。会場のキャパシティーの問題によって断らざるを得ないのが現状で ある。

### (2) 法制度設計支援

他自治体における支援拠点の整備状況について情報収集し、他自治体で既に支援拠点を 整備している市町村の要綱案を参考に、市町村に要綱案を提示する。

福島県内では支援拠点として整備している自治体はない状況である。既に支援拠点の整備状況・現状について、説明できるような人を自治体を招く、また他の先行自治体の担当者を招き、福島県の市町村に事例として提示してもらうようなことも考えている。

現時点では他自治体の支援拠点の整備について情報収集を行うことができていないので 先進事例を知りたい。

#### (3) スタートアップマニュアルの作成

要保護児童対策地域協議会においてはスタートアップマニュアルが作成されており、支援拠点についてもスタートアップマニュアルがあると設置に向けた具体的なイメージを持つことができると考える。実務者は講習会などによって理解することが出来るが、管理職レベルの人に理解を得られるようにするためにも、簡易的なわかりやすいマニュアルを作るということも有効である。

#### 6. 全体を通じての感想

説明会の形式として、ワーキング形式を取り入れて行うことは非常に画期的であると感じた。同じような悩みを出し合うことで、直ちに解決できないとしても、課題を共有したり、その対策をお互いに考えたり、情報を持ち帰ることができる。

未だ拠点の理解が不十分でないということから厚労省の一番熟知している担当者を呼んで理解を深めるというのがやはり現時点で一番力を入れねばならないことのようであり、この法律の周知の必要性を感じる。

福島独自の課題は深いものがあるが、担当者が非常に工夫しつつ市町対応を行っているのが印象的であった。

ヒアリング調査報告 鈴木秀洋 井上玲亜 大野響

## 石川県 ヒアリング調査報告

ヒアリング実施日:2018年1月4日

## 1. 石川県の支援拠点に係る状況



県内19市町を3つの児童相談所と2つの相談窓口で対応

※管内児童人口は H27 国勢調査

- ① 県中央児童相談所
  - ・相談体制 児童福祉司7人、児童心理司9人
  - ・管轄市町 3市2町(かほく市以南)
  - ·管内児童人口 約46,100人
  - ○南加賀保健福祉センター地域支援課(相談窓口)
    - •相談体制 児童福祉司4人、児童心理司3人
    - ・管轄市町 3市1町 (川北町以南)
    - ·管内児童人口 約38,500人

#### ② 県七尾児童相談所

- ·相談体制 児童福祉司5人、児童心理司4人
- ・管轄市町 2市3町(宝達志水町以北)
- ·管内児童人口 約15,000 人

#### ○能登北部保健福祉センター地域支援課(相談窓口)

- ・相談体制 児童福祉司1人
- ・管轄市町 2市2町(穴水町以北)
- · 管内児童人口 約10,300 人

#### ③ 金沢市児童相談所(H18.4.1 設置)

- ・相談体制 児童福祉司12人、児童心理司5人
- · 管轄市町 金沢市
- ·管内児童人口 約73,300人

## 2. これまでの支援拠点拡大への働きかけ

石川県では、これまでに支援拠点における制度の理解と設置の促進をため、厚生労働省の担当職員を講師に招き、市町職員や児童相談所職員等を対象とした説明会を平成29年7月に開催し、その後は、各市町からの問い合わせに対し、個別に対応している状況である。

支援拠点に関しては、国から「市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置運営等について」 及び「支援拠点に関する自治体向けFAQ」の通知が示されているが、設置・運営方法に関する市町からの具体的な質問に対しては答えることができず、その都度、国の担当者に照会し、その回答を市町へ伝えている。

各市町村からの問い合わせの例としては、

- ①子育て世代包括支援センター (利用者支援事業(母子保健型)) と支援拠点との兼ね合い について
  - ・現在、子育て世代包括支援センターの設置に向けた準備を行っているが、支援拠点 の設置は努力義務であり、今後、両者をどのように関係づけて設置していけばよい のか
  - ・支援拠点設置運営要綱に「同一の機関が支援拠点と子育て世代包括支援センターの 2つの機能を担い、一体的に支援を実施することが求められている」とあるが、必 ず同一の機関が2つの機能を担わなければならないのか

- ②利用者支援事業(基本型)との関係について
  - ・利用者支援事業(基本型)の職員が支援拠点の業務を兼任しても差し支えないか
  - ・支援拠点の人員配置などの要件を満たしていれば、利用者支援事業(基本型)を 支援拠点と位置づけてもよいか
- ③利用者支援事業の交付金と支援拠点の補助金との関係について
  - ・交付金と補助金との二重取りになってしまわないか
  - ・利用者支援事業で交付金を受けている場合、それ以外に必要な経費であれば、支援 拠点の対象となるか
- ④現在の人員配置、設備状況で、支援拠点の要件を満たすことになるか

などが挙げられた

## 3. 促進の阻害要件

なかなか支援拠点の促進が進まない要因としては、次のような点が考えられる。

(1)まずは、支援拠点を、既存の関係機関と関係づけながら、どのように設置・運営していけばよいか具体的に分かりにくい点が考えられる。

子育て世代包括支援センターを設置していない市町では、両者の設置をどのように関係づけて進めていけばよいのかが分からない、すでに子育て世代包括支援センターを設置している市町では、支援拠点の業務内容を子育て世代包括支援センターとどう関係づけながら設置すればよいかという声がある。また、利用者支援事業(基本型)を実施している市町では、支援拠点と利用者支援事業(基本型)との関係や位置づけが分からないといった声も聞かれる。

- (2)次に、設置期限について、子育て世代包括支援センターでは「おおむね平成32年度末での全国展開を目指す」と国が設置目標を示しているのに対し、支援拠点では、設置が努力義務とされ、期限も明確に示されていない。市町からも、いつまでに設置したらよいのかが分からないといった意見が聞かれ、このことについても、進まない要因の一つと考えられる。
- (3) さらに、市町の家庭児童相談室や子育て支援センターなど既存の児童相談担当窓口が、 人員配置や設備の面で支援拠点の要件を満たしているが、支援拠点として位置づけてよいかという問い合わせもあり、国の支援拠点の設置運営要綱や、国が示す支援拠点のイメージ図からは分かりにくいことも要因と考えられる。

(4) 支援拠点の人員配置についても、どの市町からも、新たに職員を配置することは難しい との声が聞かれる。

## 4. 今後、有効だと考えられる策

今後、支援拠点の設置を促進していくためには、支援拠点に関して先駆的な取組を行っている自治体の好事例や具体的な設置・運営方法、各市区町村が定める設置運営要綱のひな形などを盛り込んだ具体的な「設置・運営マニュアル」の提示が必要であると考える。

石川県では、すでに加賀市が一体型の利用者支援事業として「子育て応援ステーションかがっこネット」を設置しており、妊娠期から出産後以降も連携した支援が受けられるような仕組みが整っている。石川県としては、こうした加賀市の例や他県の自治体の好事例などを、今後、市町に示していきたいと考えている。

<子ども虐待防止総合対策推進事業・研修一覧>

研修名【開始年度】	内容	対象	回数等
児童相談所カウンセリング 強化研修【H13~】	児童相談所職員等におけるカ ウンセリング等の面接技法の 習得のための専門研修	児童相談所、児童養護施 設、児童家庭支援センター 職員等	年2回
市町児童相談担当職員研修 (虐待対策地域協力体制 整備事業)【H15~】	市町児童相談担当職員の専門性向上を目的とした研修	市町職員(児童相談担当、 要対協担当、母子保健担 当)、児童相談所職員等	年2回
医師向け虐待対応強化研修 【H18~】	医療機関における児童虐待へ の対応力向上及び連携強化を 目的とした研修	医師、看護師、MSW等医療従事者、市町母子保健・ 児童福祉担当、児童相談所職員等	年1回
児童福祉司養成研修 (法施行規則第6条第6号の 厚生労働大臣が定める講習 会)【H20~】	保健師等の有資格者が児童福 祉司の任用資格を満たすため に必要な講習会を実施	市町及び県の保育士、保健師、教員等の有資格者	年1回 (7~8日 間)
要保護児童対策地域協議会 強化講習会【H21~】	市町の要保護児童対策地域協 議会の機能強化、専門性の向 上を目的とした研修	市町要保護児童対策地域 協議会構成員、児童相談所 職員等	年3回

児童虐待防止ネットワーク強 化実践研修会【H23~】	虐待を発見しやすい立場にある民生委員等に対し、事例を 用いた職種横断的な研修を地 区ごとに実施	民生委員、保育士、教員、 医療、警察、市町児童福祉・ 母子保健担当職員、児童相 談所職員等	年4回 (4圏域 で開催)
児童相談所職員虐待対応 資質向上研修【H23~】	児童虐待への対応援助技法及 び親支援プログラム等の習得 等を目的とした研修	児童相談所職員	年2回
児童養護施設職員等資質 向上研修【H23~】	施設職員を対象とした被虐待 児への対応や支援、親との対 応力向上のための研修	児童養護施設・乳児院・児 童自立支援施設・母子生活 支援施設職員、里親、児童 相談所職員等	年1回
児童福祉司任用後研修 【H29~】	H28改正児童福祉法により、児 童福祉司に義務付けられた研 修の実施	児童福祉司	年1回
要保護児童対策調整機関の調 整担当者研修【H29~】	H28改正児童福祉法により、要対協の専門職に義務付けられた研修の実施	市町の要保護児童対策調 整機関の調整担当者	年1回

※その他、母子保健グループ主催の研修あり

(「母親のメンタルヘルス支援研修会(市町保健師、児童相談所職員対象)」等)

## 5. 全体を通しての感想

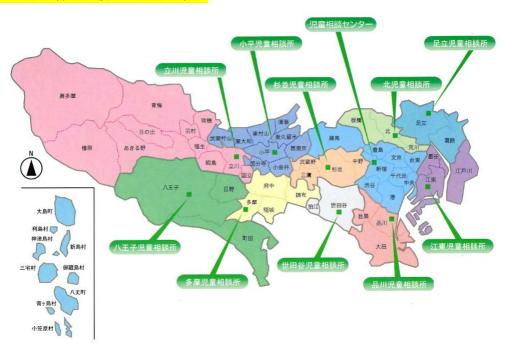
市町村の拠点設置のために、広域行政を担う県が個別に相談を受け、国に問い合わせを行いつつ、フィードバックを行っている。

ヒアリング調査報告 鈴木秀洋 石川めぐみ 木森麻紀

## 東京都 ヒアリング調査報告

ヒアリング実施日:2018年3月8日

## 1. 東京都の支援拠点に係る状況



現在東京都では 11 か所の児童相談所があり、区市町村の子供家庭支援センターとの連携のもと、児童虐待対応等を行っている。



#### 2. これまで行ってきた具体的支援拠点促進の働きかけ

#### (1) 説明会等の開催

子育て関連事業説明会や子供家庭支援センター意見交換会等の区市町村の担当者が集まる機会を活用して説明を行っている。

主に子ども家庭総合支援拠点に関して行った説明会は昨年の 3 月で、国の資料を用いて 説明を行った。その後 6 月の説明会や、7 月の意見交換会でも説明を行った。

### (2) 区市町村からの質問内容

常時配置要件と開設時間についての質問が多く見られた。常時配置に合わせての専任配置や兼務配置など、どのようにすれば要件を満たしていることとなるのかという点が難しいという意見が出ている。

開設時間を長くすればするほど要件を満たすことが厳しくなってしまうこと、非常勤職員もいる中で、厳密に常時要件を満たそうと思えばローテーションが上手く行かないことや、年休を取った場合など詳細についても悩んでいる自治体もある。都が国の制度に関して独自の解釈を示すことはできず、国に問い合わせて回答するようにしている。

開設時間に関しては土日祝日の勤務体制や、役所の時間外の対応をどうすればよいのか という疑問が出ている。

## (3) 財政面での支援

東京都は、今回の児童福祉法改正に伴い法律上明記された「拠点」のモデルとなる、子供 家庭支援センター事業を従前から行ってきており、都独自の補助制度を備えていたもので ある。

具体的には、特別区に対しては、財政調整制度という枠組みで財源措置をしている。市町 村に対しては補助金の形で補助している。

東京都が単独で行っていた補助金について、国の補助制度が導入された場合、通常であれば国庫補助に移行をするが、今回の拠点に関しては、現在、常勤職員に対する財政措置がされていないことや補助要件に課題があること等から、都独自の補助制度も継続している。

#### (4)人的支援

東京都の児童相談所において、区市町村職員の派遣受け入れを引き続き行っていく。児童 相談所に区市町村職員を受け入れることで、区市町村の子供に関わる職員の育成をサポートしている。

また、従前から、児童相談所職員が子供家庭支援センターの受理会議や支援会議等に定期的に参加してきたが、今後も参加し、情報共有、指導・助言などを行っていく。

さらに、今回の児童福祉法改正に伴い、児童相談所と子供家庭支援センターの連携をさら に強化するため、「児童相談に係る連携強化事業」を今年度から始めている。具体的には、 本事業の枠組みの中で、区市町村の子供家庭支援センター長等の管理職派遣(原則週1日程度)を受け入れ、児童相談所の援助方針会議等において当該地域のケースに主体的に関与してもらう仕組みを新たに取り入れた。また、区市町村のケース検討会議等への積極的関与をこれまで以上に行い、児童相談所の動きやテーマに沿った話をする取組等、幅広い児童福祉行政面での理解促進を図るようにしている。従前の意見交換よりも、一歩広げようとする取り組みである。

#### (5) 人材育成支援

子供家庭支援センター職員向けの研修や、児童福祉司任用前講習会等を引き続き行っていく。児童相談所職員向けだけではなく、区市町村職員向けの研修を多く実施している。

都が定める子供家庭支援センター事業の中では、虐待対策ワーカーに児童福祉司の任用 資格を求めていることから、区市町村職員向けの児童福祉司任用前講習会等を都で行って いる。さらに、スキルアップを目的として虐待対策ワーカー研修を年間をとおして(年 12 回)行う等、強化を進めている。

今回、児童福祉司任用前講習会や要保護児童対策地域協議会調整担当者研修については、これら2つの研修と従前より行っている児童福祉司認定講習を一体的に実施し、カリキュラムを充実させて、12日間の研修を行った。島しょ部等、研修参加が難しい自治体もあったため、補講を行う等の工夫を行った(演習以外の科目)。ただ、12日間現場を空けることは難しいといった声もあり、今後も実施方法については検討を続けていく。

なお、要保護児童対策地域協議会調整担当者の定義が曖昧なため、区市町村においては、 どのように調整担当者を配置し、研修を受講させればよいか混乱もあるようである。

#### ○東京都が行なった子育て支援研修 実施例

研修名	科目	対象者	参加人数
1 入門研修	講義「こころの不調を持つ親とその子どもへの支援」	子供家庭支援センター職員、子育てひろば職員、	86
2 基礎研修	講義・演習「子ども虐待問題の理解~支援が必要な家庭への関わり」	保育所・児童館・学童クラブ職員、区市町村の子育 て支援所管部署の職員	166
		•	252
研修名	科目	対象者	参加人数
	講義「児童相談所の役割と子供家庭支援センター長に期待すること」		
1 新任センター長研修	演習「子供家庭支援センター長の役割について考える」	新任センター長、その他希望するセンター長	22
	講義・見学「一時保護所について」		
1 施設見学研修①	児童養護施設について	希望する職員	17
施設見学研修②	一時保護所について	希望する職員	1
施設見学研修③	乳児院について	希望する職員	1:
7 施設見学研修④	児童自立支援施設について	希望する職員	3:
8 施設見学研修⑤	婦人保護施設について	希望する職員	4
自 虐待対策ワーカー研修	通年(12回)	虐待対策ワーカー、その他希望する職員	51
1 虐待対策コーディネーター研修①	事例を通して考える協働について	虐待対策コーディネーター、児童相談所3年目職 員、その他希望する職員	39
1 虐待対策コーディネーター研修②	要保護児童対策地域協議会の活用に向けての理解と課題	虐待対策コーディネーター、その他希望する職員	25
2 新任研修①(児相合同)	講義・演習「事例をとおして考える虐待対応」	新任職員、その他希望する職員	9:
3 新任研修①(児相合同)	講義・演音・ 予例をこむし C 考える 雇 付 刈 心 」	<b>析は職員、ての他布主する職員</b>	9.
4 センター長研修	「児童虐待死亡ゼロを目指した支援のあり方について ~死亡事例検証部会報告より	センター長	19
5 タイムリー研修②	H28虐待対策ワーカー研修 フォローアップ研修	希望する職員	22
6 タイムリー研修①	精神疾患の理解と対応~メンタル不調を持つ保護者とのコミュニケーション	希望する職員	35
7 タイムリー研修③	CAREワークショップ	希望する職員	1
· I 区市町村児童相談業務研修			441
1 区市町村児童相談業務研修	児童福祉司任用前研修 要保護児童対策地域協議会調幹担当者研修	希望する職員	9:

## 3. 支援拠点の促進阻害要因

## (1) 国の補助制度における職員配置要件について

第一に、児童虐待対応件数に応じた虐待対応専門員の上乗せ配置が最低基準として示されていることが挙げられる。

統計上の児童虐待対応件数のカウント方法にばらつきがある中で、全国平均との単純比較となってしまっている。さらに、毎年配置の最低基準となる人数が変動すること等も区市町村が人員配置の計画を進められない要因となっている。

第二に、「常時」配置要件が示されていることである。区市町村が地域の実情に応じて柔軟な職員配置ができるよう、「平均」配置人数とする等、弾力的な運用が可能となる要件となるとよいかと考える。

なお、開設時間に関しては下限の定義が明記されていない。子供を守るという趣旨のため には明記しておいた方が分かりやすいのではないかと考える。

## (2) 拠点設置の基準について

厚労省が行っている虐待対応窓口の市町村調査があるが、支援拠点の設置状況の設問の 回答の選択肢の中に、「設置運営要綱の基準を満たさない支援拠点を設置している」という ものがあった。

国は、設置運営要綱はあくまで技術的助言であることから、補助金要綱に該当しない場合でも(機能的に)児童福祉法に基づく支援拠点を設置しているということもありうるという考えのようである。

そうであれば、支援拠点のモデルとなった東京都の子供家庭支援センターを設置している自治体は、支援拠点についても基本的にすべて設置済みということになる。

都として今後どのように設置運営要綱に定められた基準を満たす支援拠点の設置を促していくべきか難しいと感じている。

#### 4. 今後の促進策として有効と考えていること

拠点の機能の再確認をしつつ、従来行ってきた区市町村へのサポートを継続して続けて いきたいと考えている。

#### 5. 全体の感想

都の担当者が、児童福祉法の理念を踏まえ、国と区市町村の間にたって、法制度の説明を 行っている。区市町村の悩みを国に個別に確認してフィードバックを行うとともに、都とし てどうするかという視点からの取組みを常に考えている印象であった。

都は全国のトップを走る自治体として、区市町村のバックアップ策の面でも、子どもの命

を守るための拠点整備について、働きかけを一層進めて行ってほしいと感じた。 ○子供家庭支援センター事業概要

子供家庭支援センター事業の概要

L	ŀ									ſ
		種号		子供と家庭に関するあらゆる相談に応じ、	ちらゆる相談に応じ、関係	関係機関と連携しながら、	ら、子供と家庭を支援するネットワークの構築を図る。			
		実施主体		区市町村。ただし、社	ただし、社会福祉法人へ委託して行うこともできる。	Jうこともできる。				
	基本的な	センターの種類		<ol> <li>先駆型子供家庭支</li> <li>従来型子供家庭支</li> <li>小規模型子供家庭</li> </ol>	先版聖子供家庭支援センター(以下「先版型」という。) 従来型子供家庭支援センター(以下「従来型」という。) 小規模型子供家庭支援センター(以下「小規模型」という。					
		業協事業			売組型は、次の①から6を実施し、6を実施することができる。 子供産組合ケースマネジメント事業 (総合相談、在きサービー 型域組織化 高変数度がポート事業 (維待管底等に対する見守りサポード) 再でサービス基数解毒業 (本待対値の強化、II の理的アアへの取組) 専門性強化事業 (1 虚特対値の強化、II の理的アアへの取組)	げることができる。 1合相談、在宅サート 1する見守りサポート 10理的ケアへの取組	福型は、次の①から名を実施し、らを実施することができる。従来型及び小規模型は、①2の事業を行うほか、④及びちの工の事業を実施することができる。 子供表数は台ケースマネシメント事業(総合相談、在宅サービスの提供・課盤、サービス課整(総所機関の連携による援助の実施)) 地域組織化 聖女品鑑度工作・事業(虚特を延号に対する見守りサポート事業、専門職や資民支援へルバーによる養育支援的問事業) 在宅サービス基施服職業 専門住強化事業(1 連移対面の強化、I 心理的ケアへの取組)	を実施することができる。 )		
			<b>器</b>	(相談内容) ケースマネジメントの	手法により、子供と家庭	に関するあらゆる#	相談内容) ケースマネシメントの手法により、子供と家庭に関するあらゆる相談に向じる。保護者はもちろん、子供自身からの相談にも向じる。			
		117年 117年 117日 117日 117日 117日 117日 117日	Xeprose	(関係機関との連携) 保健、福祉、医療、教	育等の専門機関と連携し	て子供家庭支援ネッ	教育等の専門機関と連携して子供家庭支援ネットワークの構築、ケース会議や調整会議を開催する等、総合的支援の	総合的支援のコーディネートを実施		
— 64	事業 内 🛚	○ ナ代冬は終日ンースペイン メント事業	子供参照 イン・単の単字	(事業内容) センター及び他の児童: サービスの実施に努める。	福祉施設等において、シ 。	ョートステイ、トら	(事業内容) センター及び他の児童福祉施設等において、ショートステイ、トワイライトステイ、一時預かの等子供家庭在宅サービスの各事業を構築的に提供するほか、地域のニーズに応じた子育て支援 サービスの実施に努める。	色に提供するほか、地域のニーブ	いこのした子育て支援	pile
	D ( 代)		エセン・ころもの症状	(情報提供) 地域で子育て家庭に提	(情報提供) 地域で子育て家庭に提供されている様々なサービスの実施状況を把握し、	ピスの実施状況を担	<b>記握し、インターネット等を活用して広く情報提供をするなど、子育て家庭への利便性の向上を図る。</b>	家庭への利便性の向上を図る。		
		② 地域組織化事業		<ul><li>(1) 子育てグループ</li><li>(2) ポランティア育</li><li>(3) 相談の結果分析</li></ul>	/等地域のグループ活動の 野な、ポランティア団体の 1やアンケート調査等によ	)支援 )支援やボランティご :る地域の福祉ニーご	子音でグループ等は域のグループ活動の支援 ボランディア音は、ボランディア団体の支援やボランティアに関する情報提供、活用 指訳の発展分析やアンケート指語等による地域の指注「一人の調査研究等の活動を起域の実情に向じて実施する。			
			見守りサポート事業	児童相談所と連携し、 庭等への支援を行う。	軽度の児童虐待が認めら	れるが、在宅での排	児費相談所と連携し、軽度の児童虐待が繋められるが、在宅での指導が適当と判断される家庭及び児童虐待により児童相談所が一時保護者しくは施政措置等をした児童が家庭復帰した後の家 底等への支援を行う。	若しくは施設措置等をした児童1	「家庭復帰した後の家	fis6
	- ೧೯೮೪	③ 爱女债家胜力 ボート事業	養育支援訪問事業	乳児家庭全戸訪問事業 また、産じょく期の母	等により把握した、養育 子等への育児相談や簡単	で接が特に必要で3 な家事等の援助を5	乳児療成全戸前間事業等により把握した。養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、研修を受購した専門職が、当該家庭を訪問し、養育に関する相談及び指導を行う。 また、産じょく総の母子等への関児組談や簡単な家事等の援助をするため、一定の支援目標を設定し、研修を受購した者による、鞠児支援とルバーの派遣を行う。	1し、養育に関する相談及び指導を接入ルパーの派遣を行う。	·行う。	
		<ul><li>④ 在宅サービス基盤 備事業</li></ul>		地域における在宅サー	ピスの量的な充実を図る	ため、区市町村が	地域における在宅サービスの量的な充実を図るため、区市町村が実施する子供家庭在宅サービス事業の担い手となりろる養育家庭の普及等の活動を行う	等の活動を行う。		
	<u> </u>	無 集 小死 神田華(夏)	虐待対応の強化	虐待対応を強化するた や要支援家庭サポート事	め、児童福祉司任用資格 業を強化する取組を実施	を有する専任の常 する。	虐待対応を強にするため、月童福祉団圧用資格を有する専任の推動職員(虐待対策ワーカー)を基本分として1名、加算分として児童人口の規模に応じた人数を掲記置し、億別ケースへの支援 や妻支援家庭サボート事業を強化する犯組を実施する。	.ロの規模に応じた人数を増配置し	、個別ケースへの支	揻
			心理的ケアへの取組	子供や保護者等の心理 する。	子供や保護者等の心理的例ケアに加えて、保育所や子育でひろは等の関係機関に対して、 する。	所や子育てひろば	5の関係機関に対して、支援方法のスーパーパイズ等ができる心理専門支援員を配置することで、心理の専門的な取組を強化	技援員を配置することで、心理の	)專門的な取組を強化	12
	運営協議会	關会		センターの運営に資す 運営協議会は、センタ	るため、住民、民間団体 一の基本的な活動内容及	及び関係行政機関等 び運営方法について	センターの運営に資するため、住民、民間固体及び関係行政機関等を構成者とする運営協議会会を遭する。 運営協議会は、センターの基本的な活動内容及び運営方法について検討し、区中即村長に対し必要な意見を述べるほか、センターの活動	センターの活動に参加・協力する。		
				M	25	種別	資格 等	原則として次の施設を設ける。		_
				子供家庭支援ワーカー	70-	常2及び非1	社会福祉士、保健師、経験豊富者等	€	られること)	
				奉門相談員		非1	医颌、保健師、教育関係耆等	0 0	パープ活動用)	
				地域活動ワーカー		非1	活動経験書等	期 © XEX:-X	(大城山)	
	1	4		神待対策ワーカー	[先駆型]	₩ -	児童福祉活第13条第3項各号のいずれかに該当する者			
	E E	Re-		專 P9在強化事業	(虐待対策ワーカー)	基本分割1 加算分別重人 口規模に使じた 第1~第5	児童福祉活動 13条第3項各号のいずれかに核当する者 (加算分は、児童人口 <b>6.001人</b> 以上の自治体について、 <b>8.000人</b> ごとに1人配置する。)	子供り	7一設置状況 1日現在)	. —
					(心理専門支援員)	第1又は 非2以上	臨床心理士、臨床発達心理士、大学や大学院において心理学を 専攻し卒業した書等	垂 4 MM	29年度60区市町村	
				※ 小規模型は、子供家庭支 ※ 虐待対策ワーカーは、5	E接ワーカーは2名の配置で3 先駆型子供家庭支援センター	回 (うち1名は、他の を設置している場合に	※ 小場機型は、子供祭歴文派ワーカーは2名の設置で句(うち・名は、他の形置指す事業に従事する禁制環境が兼務することができる。) ※ 維格対影ワーカーは、外庭型子供養医気液センターを設置している場合に参す配置	先	53区市町	
				※ 子供家庭支援ワーカー	は、毎門相談員と地域活動で	ーカーとの兼括か可能				ų ا

## ○説明会一覧

名称	日時	場所	説明事項	参加者
4147	H hd.	200171	此列事項	多加祖
平成28年度子	平成 29 年 3 月 16 日	都民ホー	(1)児童福祉法改正に	各区市町村補助金
供家庭支援事業	(木)	ル	伴う国の動向について	事務担当者等
説明会	午後 2:00~午後 4:30		(2)平成29年度東京	
			都予算について	
平成29年度子	平成 29 年 6 月 12 日	都庁第一	平成29年度子育て支	各区市町村補助金
育て支援事業等	(月)	本 庁 舎	援事業等について	事務担当者等
説明会	午後 1:00~午後 5:00	大会議場		
平成29年度子	平成 29 年 6 月 9 日	東京都子	(1)改正児童福祉法と	各区市町村子供家
供家庭支援セン	(金)、13 日(火)、15	供家庭総	子供家庭支援センター	庭支援センター
タ―事業意見交	日 (木)、20日 (火)	合センタ	事業について意見交換	長、虐待対策コー
換会	(計4回)	一 等	(2)東京都からの連絡	ディネーター等
			事項	

ヒアリング調査報告 鈴木秀洋 井上玲亜

# 千葉県 ヒアリング調査報告

ヒアリング実施日:2018年3月13日

## 1. 千葉県の支援拠点に係る状況

①面積 5157.65 km²

- ②人口 6,240,480 人
- ③児童数 932,308 人

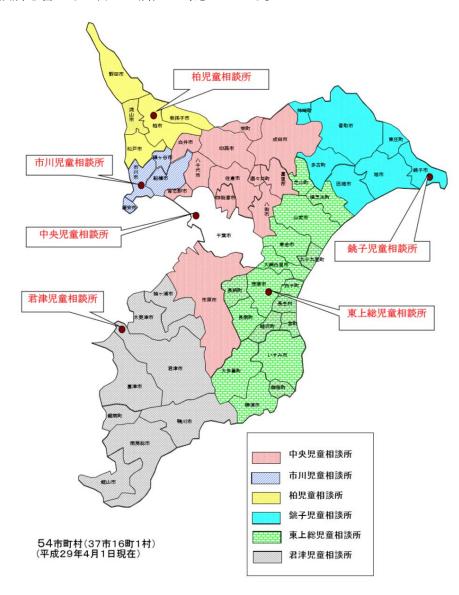


↑[千葉県の地理的位置] 地図検索サイト「MapFan」(https://mapfan.com/)

千葉県の市町村数は、平成の大合併により、80 市町村から54 市町村(36 市 17 町 1 村)に再編された。都道府県別市町村数の順位では、愛知県と並び6位であり、多くの市町村数を有している。

## (1) 千葉県における児童相談所の設置状況

千葉県における児童相談所の設置数は、県内6児童相談所(政令指定都市の千葉市児童相談所を含めると計7か所)で対応している。



- (2) 各市町村における支援拠点の設置状況
- 平成29年度設置済み市町村数 : 4市 (松戸市、船橋市、南房総市、柏市)
- ・平成30年度以降に設置を予定している市町村数 : 12市町
- (3) 千葉県における支援拠点設置の働きかけの状況

千葉県では、市町村における拠点の設置促進に向けて、以下2点の対策を行っていた。

イ) 通常業務内での説明や働きかけ

#### ア) 児童虐待防止対策担当課長会議の概要

千葉県では、市町村等管理職に対し、児童虐待防止対策の一環として担当課長会議を実施 している。平成29年度では、7月19日に開催され、

講師として厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課虐待防止室室長補佐による「児童福祉法 改正に伴う市町村での対応について」と題する講演が行われた。その中で、「市区町村子ど も家庭総合支援拠点の設置運営等について」、関連通知に基づき、支援拠点の詳細に関する 説明を頂く場を設けた。

講演の内容としては、児童福祉法・虐待防止法の改正によって国・都道府県・市町村の役割・責務が明確化されたことを踏まえて、市町村の支援拠点の整備・業務内容・運営・人員配置等についてであった。

県内の市町村からは、支援拠点に関し、拠点設置要件・補助金の要件、子育て包括支援センターとの相違点等多くの質問があった。

法改正の正確な理解が浸透するのには時間がかかることから、このようなタイミングで、 全体に向けた会議を開催することは有益であったようである。

## イ) 通常業務内での説明や働きかけ

各市町村より補助金等に関する照会があった際(「地域子ども・子育て支援補助 金」や「児童虐待・DV対策等総合支援事業補助金」)支援拠点の設置に関する補助金上のメリットを説明し、設置勧奨を行っていた。

また、厚生労働省が実施した「平成29年度市町村(虐待対応窓口等)の状況調査」の記載内容に関する照会時においても、設置に関しての働きかけを行っていた。

#### 2. 支援拠点促進の阻害要因

#### (1) 拠点のメリットの理解及び説明不足

県から市町村への支援拠点を促進するに当たり、要対協の設置がない小規模自治体への アプローチが課題となっている。小規模市町村では職員が一人で何役も担っていて、支援拠 点設置でこれ以上の業務が加わることは職員への負担増加となってしまい、そういった市 町村への促進は困難であると県側からしても見受けられる。

市町村側からも、支援拠点設置に伴う業務量増加による人手が不足していること、支援拠点設置によるさらなるメリットが感じられないこと、これらの意見が挙げられることがある。そのため、自治体内において、官房系の管理職の理解が得られにくく、結果として支援拠点設置が促進されないとの状況になっているとのことである。

また、要保護児童対策地域協議会の設置はあるが、虐待ケースが挙げられていない自治体 もあり、必要性を感じていない自治体もある。

東京からのアクアラインがつながる等の交通整備が進む中で、人の流入により子育て環境 (需要)の変化も激しい市もあるが、それに応じた十分な体制が未だ維持出来ていない場合もあり、県としても、メリットを伝え、拠点の推進をしていきたいとのことであった。

## (2) 補助金

国の担当者に来てもらった説明会であっても、市町村は補助金関連の質問が多かった。拠点促進が進まない一因として、子ども家庭総合支援拠点の補助金が2分の1となっており、活用しづらいという面が見られるのではないかと考えている。子育て世代包括支援センターでは、市町村側の支出割合が、全体の3分の1であることから、子ども家庭総合支援拠点よりも子育て世代包括支援センターの補助を検討する自治体が多いように感じられた。

#### (3) 法律の明記

児童福祉法第10条の2号で「拠点」とは明記されているが、「子ども家庭総合支援拠点」を定めるとはなっていない。それによって拠点がどの拠点を指しているのかがよく分からなくなってしまっている。保育所や高齢者部門でも拠点と名の付く事業が多いことから、分かりやすくする必要性があると考えられる。

#### (4) 法的支援

法的支援としては、要綱作成の支援をしている。松戸市がすでに要綱を設置していることから、要望があれば松戸市の要綱を配布している。また個別に質問がある場合には対応している。

## 3. 今後の方針

## (1) 説明会

千葉県では、すでに拠点設置が完了ということで先行している松戸市に聞き取り調査を 行っている。そうした結果も含めて今後市町村の支援拠点の設置を推進していく予定であ る。具体的には、年に一度開催されている「市町村担当課長会議」での説明や、設置済み自 治体による実践発表を検討している。拠点を設置するうえでの困難、設置した後での変更等、 実際の市の取り組みを市町村担当課長会議等で発表がなされることで、拠点整備が進んで いくと思われる。

## (2)人的支援

市町村の知識向上を考えると、児童相談所の内部では児童相談所から市町村に人員派遣 をしたほうが良いのではないかという意見も出ている。すでにケース会議等には児童相談 所職員が参加しているが、さらなる向上が必要と考えている。

柏市や船橋市といった中核市や大規模市の児童相談所設置を検討されている自治体に関 しては、児童相談所で市職員の研修生を受け入れており、来年度は一般市からも児童相談所 への研修生を受け入れていく予定である。

## 4. 全体の感想

千葉県としては、県下の市町村に積極的に働きかけて拠点整備促進を行っているが、市町 村側の規模が多彩であり、悩みや課題も様々であること、それに加えて当該「拠点」制度の わかりにくさが市町村側から挙げられており、それに対して一つ一つ丁寧な説明・フィード バックを行うとともに、全体の説明会等の仕掛け(先進自治体事例の多くの紹介)を企画し ているところである。



千葉県庁舎



ヒアリング調査報告 鈴木秀洋 金井啓起 木森麻紀 井上玲亜

## 大阪府 ヒアリング調査報告

(平成29年度第2回市町村児童福祉主管課長及び母子保健主管課長会議報告)

ヒアリング実施日:2018年2月8日

## 1. 大阪府内児童相談所設置場所一覧



↑ (図) 大阪府が設置する児童相談所 (①~⑥)

## ①中央子ども家庭センター

- ・相談体制 児童福祉司39人、児童心理司11人
- ・管轄市町村 守口市、枚方市、寝屋川市、大東市、門真市、四條畷市、交野市
- ·管内児童人口 176,746 人 (平成 29 年 4 月 1 日時点)

## ②池田子ども家庭センター

- ·相談体制 児童福祉司 18 人、児童心理司 5 人
- ・管轄市町村 豊中市、池田市、箕面市、豊能町、能勢町
- ・管内児童人口 104,076 人(平成29年4月1日時点)

## ③吹田子ども家庭センター

- ·相談体制 児童福祉司 23 人、児童心理司 7 人
- 管轄市町村 吹田市、高槻市、茨木市、摂津市、島本町
- ·管内児童人口 188,225 人 (平成 29 年 4 月 1 日時点)

## ④東大阪子ども家庭センター

- ・相談体制 児童福祉司27人、児童心理司9人
- ·管轄市町村 八尾市、柏原市、東大阪市
- ·管内児童人口 127,752 人 (平成 29 年 4 月 1 日時点)

#### ⑤富田林子ども家庭センター

- ・相談体制 児童福祉司19人、児童心理司6人
- ·管轄市町村 富田林市、河内長野市、松原市、羽曳野市、藤井寺市、大阪狭山市、太 子町、河南町、千早赤阪村
- ・管内児童人口 93,109人(平成29年4月1日時点)

#### ⑥岸和田子ども家庭センター

- ・相談体制 児童福祉司23人、児童心理司9人
- ・管轄市町村 岸和田市、泉大津市、貝塚市、泉佐野市、和泉市、高石市、泉南市、阪 南市、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町
- ・管内児童人口 158,986 人(平成29年4月1日時点)

## 2. 大阪府から市町村への支援拠点設置の働きかけ

#### (1) 連絡調整

全体説明会で支援拠点についての説明を丁寧に行っている(当日の会議資料:資料8)。

支援拠点は既存の機関・施設を活用することで設置できることを示した。また、例で市の 職員配置の考え方を示した上で、どのように補助金を利用できるかについても示してい る。

これらは市町村が支援拠点を設置しやすくするための大阪府による配慮と考えられる。

#### (2) 研修の実施

要対協調整担当者の義務研修については、大阪府が実施。現在半数の市町村で研修受講が終了している(当日の会議資料:資料9)。支援拠点の専門職研修ではないが、本研修の受講で、支援拠点の専門職の資格を有することができる人もいるため、資格要件の確認を促している。

## (3) 市町村からの問合せ対応

今後、個別の市町村ごとに相談に対応する。

## (4) 財政的支援

大阪府新子育で支援交付金(当日の会議資料:資料7-1及び資料7-2)により、市町村の相談対応強化のために人件費、物品購入費を支援している。平成30年度より、大阪府新子育で支援交付金は、子育で支援分野に係る他の交付金制度を統合する予定である。これにより、市町村は補助制度を活用しやすくなると考えられる。

大阪府の補助金は、国の補助金と重複して受けることができない(大阪府新子育て支援 交付金交付要綱第5条第2項第1号)。また、国の補助金は支援拠点設置後にしか利用で きない。そのため、支援拠点設置前は大阪府補助金を受け、設置後は国補助金に切り替え る対応が効果的である。

## 3. 支援拠点設置市町村

府内では枚方市、能勢市である。枚方市は国補助金を申請済みである。

### 4. 支援拠点整備の阻害要因

平成 29 年 9 月に大阪府が市町村に対して実施したアンケート調査によると、阻害要因は 以下のとおりである。

#### (1) 支援拠点の人員不足

支援拠点に配置する人員数の確保や、虐待対応専門員を上乗せ配置する場合に必要な 人員の確保が困難である。また、資格要件を満たす人員の確保が困難である。

## (2) 情報の不足

市町村は、既に支援拠点の機能に相当する業務を行っている。そのため、支援拠点をあ えて設置する利点が分かりにくい。支援拠点設置が努力義務であることもインセンティ ブを高めにくい要因である。

#### (3) 財源の不足

人件費、面接室等の整備に係る財源確保が困難である。

## 5. 今後有効と考えられる手法

上記①については、専門職の資格取得のための研修や、市町村の状況を把握した上で人材 確保のための支援を行うことが有効であると考えられる。また、職員配置基準の緩和や経過 措置の活用が求められる。

上記②については、設置運営要綱に記載されていない内容が多く、支援拠点に関する説明が不十分であるため、市町村の理解が進みにくいことがあると考えられる。支援拠点に関する説明の充実が求められる。

上記③については、最低配置人員を整えた上でしか国庫補助の対象にならないため、支援拠点整備段階で財政的支援がないことが大きな課題であった。平成30年度より準備段階に活用できる大阪府の補助金が創設され、市町村が積極的に活用することができれば、少し解消されると思われる。

(図) Map Fan より引用 https://mapfan.com/pref/27 (閲覧日:2018年3月18日)

ヒアリング調査報告 鈴木秀洋 保志幸子

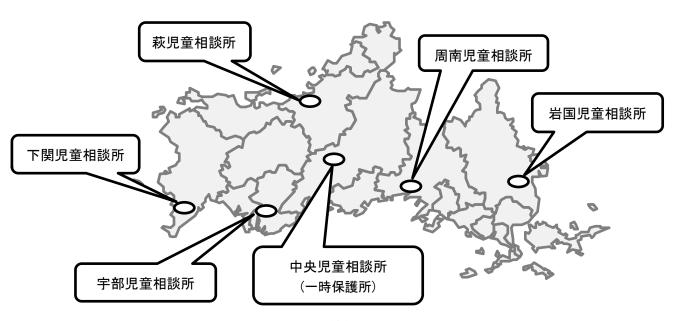
# 山口県 ヒアリング調査報告

ヒアリング実施日:2018年2月9日

## 1. 山口県の支援拠点に係る状況

	中央	岩国	周南	宇部	下関	萩	合計
管内人口(人)	339, 523	224, 104	252, 023	232, 100	268, 517	88, 462	1, 404, 729
うち管内児童人口(人)	53, 814	31,810	39, 515	35, 332	38, 319	10, 917	209, 707
管内市町数(市町)	3 市	2市5 町	3 市	2市	1 市 (中核 市)	2市1 町	13 市 6 町 (うち中核市 1)
相談受付件数(件)	1,026	728	924	868	756	368	4, 670
虐待通告件数(件)	264	183	197	231	199	41	1, 115
うち虐待相談対応件数 (件)	167	78	112	73	92	29	551
職員数(人)	27	11	12	11	13	7	81
うち児童福祉司(人)	9	6	6	5	7	3	36
うち児童心理司(人)	5	2	3	3	3	2	18

- ※1「管内人口」、「うち管内児童人口」は平成27年10月1日現在。
- ※2「相談受付件数」、「虐待通告件数」、「うち虐待相談対応件数」は、平成28年度実績。
- ※3「職員数」、「うち児童福祉司数」、「うち児童心理司数」は、平成29年4月1日現在。



## 2. 体制整備に向けた基本的考え方

- ○平成28年の児童福祉法改正により、市町村は子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、相談全般から、継続的なソーシャルワーク業務までを行うこととされた。
- ○それぞれの地域で、全ての子どもとその保護者に寄り添った支援を行うことは、生活保護制度 や DV 被害者支援の制度等、様々な支援メニューを有する市町村が得意とするところであり、市 町村の対応力強化により、児童虐待の発生件数の減少も期待できる。
- 〇元々、平成16年の児童福祉法改正により、市町村は「一義的な児童家庭相談」を受ける役割があるとされていたが、山口県では、児童相談所が中心となった体制から大きな変化はなかった。
- ○このため、今回の児童福祉法改正を、児童相談所と市町の役割分担を整理する最後の機会と捉え、市町子ども家庭支援体制の整備を行っていくこととした。

## 3. 山口県が目指す体制整備

○平成32年度中に、県内全市町で、子ども家庭支援体制の整備完了を目標

<山口県における市町子ども家庭支援体制とは>

- ・子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、相談全般から訪問等による継続的なソーシャル ワーク業務までを行う機能を担う支援拠点 (\*) を整備する。
- ・子育て世代包括支援センターとの一体設置を目指す。
  - \*「市町村子ども家庭支援指針」(ガイドライン)に定める市町の子ども家庭支援業務を担う機能を有するもの。
  - \*「市区町村子ども家庭総合支援拠点」設置運営要綱に定める職員配置基準や標準設備の配置まで求めるものではないもの。

## ○目標達成のための具体的な取組み(平成30年度から実施)

- (1) 児童相談所による市町に対する支援
- ア 児童相談所の援助方針会議への市町職員の出席

児童相談所の定例援助方針会議に、市町職員の出席を求め、児童相談所の情報収集や分析の方法、支援計画の立て方、ケースアセスメントの方法等を習得。

イ 児童相談所職員が市町を巡回し、市町業務のスーパーバイズを実施

市町では心理専門職員の確保が困難であることなどから、児童心理司を含めた児童相談所職員が市町に出向き、市町の相談対応業務等に対するスーパーバイズを実施。

なお、市町に出向くことにより、市町の関係職員(生活保護担当、DV被害者支援担当、教育

委員会職員等)に対するスーパーバイズも可能。

## (2) 児童相談所から市町への事案の送致

## ア 泣き声通告

児童虐待通告のうち、軽微な内容のものが比較的多い泣き声通告を児童相談所が受理した 場合、市町に送致し、安全確認から市町で対応してもらう。

市町には管内児童のあらゆる情報が揃っており、各担当が連携することで、正確な状態把握が可能となる。(児童相談所の場合、基礎データは持っていないため、調査診断に時間がかかる)

## イ 警察からの面前 DV による心理的虐待通告

面前 DV による心理的虐待の通告の殆どは、警察官による安全確認が行われているため、市町に送致した上で対応を行う。

面前 DV ケースの中には、子どもと共に保護者の保護も必要な事例もあり、こうした場合には、市町での対応が効果的となる。

## 4. 体制整備に向けての課題

○子ども家庭支援体制の具体的なイメージの共有

#### <内容>

市町子ども家庭支援体制に関する整備後のイメージが、市町間、市町内の部局間、市町と児 童相談所間で必ずしも統一されていない。

#### <問題点>

「子どもとその家庭及び妊産婦等を対象にした相談全般等を担う」という機能が共有されていないと、組織間の連携や役割分担に齟齬が生じ、必要な支援が受けられないケースが発生する恐れがある。

## <対策>

児童相談所と市町の協議を今後も継続する中で、子ども家庭支援体制の具体的なイメージを 共有していき、役割分担の内容や、整備目標時期を確定する必要がある。

# 5. 体制整備に向けたスケジュール

年度	対象	内容
平成 28 年度	県・市町	〇山口県要保護児童対策地域協議会第1回市町部会(8/26)
		行政説明市町に関連する児童福祉法等の改正(県こども家庭課職員)
	県・市町	〇山口県要保護児童対策地域協議会第2回市町部会(1/23)
		講義   講義   要保護児童等の支援に係る今後の市町の役割(川﨑二三彦 子どもの虹情   報研修センター長)
平成 29 年度	県・市町	○山口県要保護児童対策地域協議会第1回市町部会 (7/12)
十八人29 千尺	一兴,川山	○田口宗安保護光重対策地域協議会第「回印画品会(1/12)   行政説明市町子ども家庭支援体制整備に関する訪問調査(県こども家庭課職
		員)
		講義児童福祉法の改正に伴う今後の子ども家庭支援(百瀬秀 厚生労働省
		子ども家庭局家庭福祉課虐待防止対策推進室長補佐)
	県・市町	〇市町子ども家庭支援体制整備訪問調査(7/13~9/5)
		内容  子ども家庭支援の現行体制   子ども家庭総合支援拠点の整備計画
		子ども家庭支援に対する拠点の設置や体制充実のための課題 等
		<u>県</u> こども家庭課長、児童相談所長ほか
		市町子ども家庭福祉主管課長ほか
	県・市町	〇市町母子保健及び児童福祉主管課長会議 (10/20)
		基調講演夢をつむぐ子育て支援(吉田学 厚生労働省子ども家庭局長)
		行政説明市町子ども家庭支援体制整備(県こども家庭課職員) 行政説明子育て世代包括支援センターの設置と機能強化(県こども政策課職
		員)
	県·市町	〇児童相談所と市町による役割分担協議(市町体制整備完了まで継続)
		・協議は児童相談所と市町各々で実施
		・市町の体制整備状況等の情報提供(県こども家庭課)
	県・市町	〇山口県要保護児童対策地域協議会第2回市町部会(2/8)
		行政説明市町と児童相談所の役割分担協議状況(県こども家庭課職員) 報告全国の子ども家庭支援体制整備の状況(鈴木秀洋 日本大学危機管理学部
		准教授)
	県·市町	〇市町健康福祉主管部局長等会議 (2/23)
		県こども・子育て応援局長から、「市町における子ども・子育て支援体制の整
		備について」の説明を行い、取組みの促進を依頼
平成 30 年度	市町	○体制整備(初年度)
	県・市町	〇児童相談所から市町への事案送致開始(4 月)
		・泣き声通告 ・警察から児童相談所への面前DV通告(児童相談所による措置が不要な事例
		のみ)

	県・市町	○児童相談所の市町に対する支援(市町体制整備完了まで継続) ・児童相談所の援助方針会議等の出席による市町のスキルアップを支援 ・市町を巡回し、市町の業務のスーパーバイズを実施 ・その他必要に応じて連携・支援を実施
平成 31 年度	市町	〇体制整備(2年度目)
	県	〇児童相談所専門職員(児童福祉司、児童心理司)の増員完了
平成 32 年度	市町	○体制整備(最終年度)
平成 33 年度	県・市	〇平成 28 年改正児童福祉法に規定する業務を完全実施 (4月)
	町	

上記1~5は「市町子ども家庭支援体制整備に向けた山口県の取り組み」(山口県健康福祉部 こども・子育て応援局 こども家庭課が作成)より引用

## 6. 平成29年度第2回山口県要保護児童対策地域協議会・市町部会 報告

#### (1) 日時

平成 30 年 2 月 8 日 (木) 13 時 30 分~15 時 30 分

#### (2)説明会の内容

- ア 虐待による児童の死亡事例の報告について
- イ 市町子ども家庭支援体制整備に関する市町と児童相談所の役割分担協議状況について
- ウ 報告「全国の子ども家庭支援体制整備の状況について」 日本大学危機管理学部准教授 鈴木秀洋

#### (3) 虐待による児童の死亡事例の報告

平成 28 年度、平成 29 年度に虐待による児童の死亡事例があった市の代表者が報告を行った。報告内容としては、児童虐待死亡事例の概要、事例の問題点、再発防止に向けた対策や今後の取り組みについてである。

- (4) 市町子ども家庭支援体制整備に関する市町と児童相談所の役割分担協議状況
  - ア 市町と児童相談所の協議・子ども家庭支援体制整備に向けたスケジュールの設定

山口県では、県が主導して各市町に対して、子ども家庭支援体制整備完了目標時期を提示を 求めている。この会では、各市町の整備完了の予定年月が報告された。ただし、未定の自治体も 存在する。

また、「市町子ども家庭支援整備に関するヒアリング」(H29.7~8 時点)との比較を行い、変更の有無を提示している。多くの自治体が未定・未検討から整備完了目標時期設定済へと変わっ

ている。

平成32年度中に、県内全市町で、子ども家庭支援体制の整備完了を目標とし、各児童相談所とその管轄する市町とが1~2回協議を行っている。

## イ 児童相談所の援助方針会議等への市町職員の出席

児童相談所の定例援助方針会議への市町職員の出席の、実施時期、頻度、方法について報告があった。

実施時期については、実施中の自治体が半数程度であり、その他の自治体は平成30年度からの 実施を予定しているものが多い。

## ウ 児童相談所職員による市町業務のスーパーバイズ

児童心理司を含めた児童相談所職員が市町に出向きスーパーバイズを実施。その実施開始時期、 頻度、方法、内容についての報告が行われた。

平成30年4月より実施する自治体が多いが、すでに開始済の自治体もある。定期的ではなく随時実施され、方法としては巡回と会議等の利用がある。

## エ 泣き声通告の市町送致・警察からの面前 DV 通告の市町送致

実施開始時期、通告件数(世帯数・人数)、内容についての報告。

泣き声通告・DV 通告ともに、なるべく市町が対応するという方針で確認を行っていた。ケースによっては児童相談所が対応を行う。

県(児相)と市町の役割分担をこの支援拠点整備を契機に図ろうとしていた。



←山口県庁



山口県庁周辺(模型)→

## 7 全体を通じての感想

広域行政として、県が、設置年度の把握をしようとし、かつ、基礎自治体の支援拠点と児童相談所の役割分担を具体的に提示し、話し合おうとする取り組みは、広域行政の支援拠点整備のバックアップ手法として、他の自治体に非常に参考になる取組である。担当者が精力的に県下の市区町村へアウトリーチしていることも市町との連携・信頼関係のもとになっている印象を受けた。

ヒアリング調査報告 鈴木秀洋 井上玲亜 木森麻紀 黒田佳祐

# 岡山県 ヒアリング調査報告

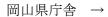
ヒアリング実施日:2018年2月2日

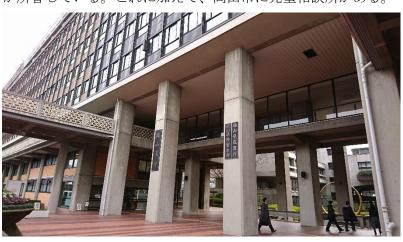
## 1. 岡山県行政区域と児相相談所の状況



岡山県内には27市町村がある。

県内には4か所の児童相談所があり、県行政区域(旧岡山県の国ごとに分かれて行政区域がある)ごとに、備前圏域(岡山市を除く)は中央児童相談所、備中圏域は倉敷児童相談所、 美作圏域は津山児童相談所が所管している。これに加えて、岡山市に児童相談所がある。





## 2. これまで行ってきた具体的支援拠点推進への働きかけ

#### (1) 説明会

平成 29 年 11 月に厚労省子ども家庭局の支援拠点の担当者を講師として招き、広く市町村の業務や体制整備に関する、児童福祉法の改正について話をしてもらう中で支援拠点の必要性や整備について具体的な話をしてもらった。県下全域の 27 市町村から参加し、課長クラス・担当者等 79 名の参加があった。県の機関からも、児童相談所と保健所、県民局健康福祉課(福祉事務所)が参加している。この説明会の開催に先立って市町村の支援拠点設置に対して、事前アンケートを行い、質問を受けつけた。この説明会の実施により、支援拠点の必要性を上席者(課長・部長クラス)にも理解してもらい、自分の市町村で設置する時の疑問等を尋ねることで課題や困難点が明確になり、支援拠点設置について考えていく動機付けができた。

市町村の現状としては、地域の子どもを包括的に支援する子ども家庭総合支援拠点を子育て世代包括支援センターと一体的に、設置することが望ましいとの理解はされているが現行の体制を変更することには苦慮している面が伺える。

なお、岡山県では県要保護児童対策地域協議会の他、3つの行政圏域(岡山市を除く)毎に、市町村要保護児童対策地域協議会の調整担当者や構成委員等を対象に地域連絡会を行っている。

## (2) 人材育成

市町村の人材育成については、要保護児童対策調整機関調整担当者等の研修を行い、その 中で支援拠点の必要性について盛り込んでいる。

## (3)人的支援

県においても、児童福祉職の人材確保が難しい中で、県から市町村に職員を派遣する等の 人的支援は難しい。

現在、県が市町村に対して行っている人的支援としては、市町村から依頼があった場合、 県職員(県庁、児童相談所、県民局健康福祉課、保健所)が支援拠点設置に向けての説明や 研修に出向いて支援を行っている。

なお、児童相談所の職員OBが、非常勤職員として市町村の家庭児童相談室や家庭支援員として、若干名が雇用されている。また、市町村要保護児童対策地域協議会のアドバイザーとして、児童相談所OBの職員が参画している市町村がある。

#### (4) 人的交流等

以前から、県と市町村間で保健師の人事交流は行っている。現在は市町村からオファーが あれば、断らずに受け入れて実施している。

現時点では児童福祉職の交流はなく、市町村からの人事交流を行う上で、児童福祉司の任

用資格がなければ、人事交流を受けることが難しい(児童福祉司任用前研修を行っていないから)ことから、要望があれば今後検討していく。

## 3. 支援拠点の促進阻害要因

#### (1) 補助金

支援拠点の設置については、市町村の努力義務となっており、県独自の補助金を捻出することは難しい現状がある。

## (2) 体制整備の困難性

県主催の3圏域での県要保護児童対策地域協議会連絡会で、市町村等に対して、子育て世 代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点の設置と役割について話をした。

その際に、「子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点、要保護児童対策地域協議会」「支援拠点と家庭相談室(福祉事務所)の重なりと違いがよく分からない。」等の意見が多く聞かれた。国や県の説明としては、包括支援センターと支援拠点の役割は重なっても良いし、子どもを守っていくために隙間(もれ)が無いように制度が構築され運用されるのであればよいとの説明になる。しかし、人材を配置するにあたっては、設置目的や効果が明確に説明できなければ、兼務や非常勤職員ばかりが増え、機能が十分に発揮できないといった問題点が残る。

支援拠点ではアウトリーチを行い、子どもの現状調査を行うとなると、兼務体制で対応できる業務内容とは考えにくい。相談や面接だけでも大変であり、時間も必要であることから求められる業務内容を十分に果たせるかが疑問である。

## (3) 専門性の確保

岡山県内の市町村は、専門性をどう確保するのかで悩んでいるところが多い。

専門職を確保するにあたり、すでに在籍している保健師(母子保健)を活用していこうとしている地域と、家庭相談員(児童相談所 OB や教員免許所有者)などを活用していこうとしている地域が多いようである。

しかし、支援拠点の制度設計を行う場合に、職員の質によって、市町村の機能にかなり差異が生じるのではないかという問題がある。さらに、専門性は必要だが、マネジメントが重要であり、子どもや市町村行政の全体状況を把握できる正規の職員が必要である。ただし、今回の制度設計では、地方交付税措置での職員配置はあるものの、支援拠点の専任職員としての正規職員の補助金が出ないという問題がある。

自治体によっては、これまで正規職員(行政職)で要保護児童対策地域協議会の運営をしてきた人材が、資格を持っていないという一点で調整担当者になれないということになり、その職員に今後どのような役割をしてもらうかが悩みであるとの相談もあった。

## 4. 今後の促進策として有効と考えていること

#### (1) 法的支援

今後の課題として、支援拠点の設置目的や役割等を明確にするため、市町村向けに要綱案の提示をしていきたい。

## (2) 人的支援

現状では、岡山県では児童相談所の児童福祉司の採用が、全て専門職(有資格者)であるため児童福祉司任用前研修を行う必要がない。ただし、今後、市町村から要望があれば児童福祉司の任用前研修を行うことを検討する。

## (3) 県での支援(説明会等)

県による市町村支援は本庁だけではなく、児童相談所や県民局(県内町村の福祉事務所)、 保健所等の多機関で連携しながら県としての支援を行っている。県関係機関間で連携し、体 制整備については、支援拠点の説明会や市町村の現状に応じた支援を行い、市町村の資質向 上については、ケース検討会等を通じて専門性の向上をサポートしていく。

## (4) 今後の支援拠点に係る養成(研修・講演会等含む。) に関して

地方の都道府県では、支援拠点に関して具体的な説明ができる講師等を見つけ、説明会を 開催することが難しい。今後、支援拠点設置等を進める上で、国レベルでの研修会やブロッ クでの県担当者説明会、都道府県へ説明に出向けるような取組(人材の出張依頼、派遣等) を国へ希望する。

現在、県職員が市町村に支援拠点の説明を行っているが、説明していく際に、最新の正しい情報を伝えているのか、情報に不足があるのではないかと不安に感じることが多い。国と連携して説明会を行っていけるのであれば、市町村の理解もこれまで以上に進み、こどものためにこの制度運営を担っていけるのではないかと考える。

#### (5) 説明資料

子ども家庭総合支援拠点の要綱と、ガイドラインとの間に位置づけられるようなマニュアル等があれば説明がしやすい。例えば、規模ごとに子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点、要保護児童対策地域協議会、家庭相談室(福祉事務所)の連携の仕方や、兼務の体制等のイメージ図などにより、それぞれの立場の者が自分の立ち位置を分かりやすく、業務体制の在り方についてイメージできやすい資料を作成してもらいたい。

行政としては、補助金もなく人材確保が難しい現状において、現在所属している職員が兼 務をするだけでは、看板を掲げただけになってしまう。新しい支援拠点という体制を設置し たというからには、予算を付けることや補助金を活用できる等の利点の説明が十分できな ければ、市町村行政内部でも支援拠点の必要性や設置について納得してもらうことは難し V10

#### (6) 人材配置

子ども家庭総合支援拠点と名乗るためには、どの職種の人材をどれだけ付けなければならないかといたった義務を明記した方が分かりやすい。包括支援センターであれば、保健師等を1名以上、利用者支援専門委員を1名以上(地域の実情に応じて)設置することとなっており、財政部局にも説明しやすい。

国としては、様々な自治体の規模があり、地域の人材不足を考慮し、支援拠点に必要な人 員配置の子ども家庭支援員の資格等の職種は幅(多職種)を設けており、兼務も可能と説明 しているが、幅の広さと要件を緩めることにより支援拠点に求められる専門性や、求めてい るソーシャルワークの質を下げてしまう事が危惧される。また、求められるソーシャルワー クを可能とするための人材育成にさらに力を要すると思われる。

また、他の業務と兼務して子ども家庭総合支援拠点を設置するとすれば、他の補助金との重複部分等も含めた精査が必要となり、市町村の手間はかなりのものとなると推察する。

## 5. 全体のまとめ・感想

岡山県の特徴は、県の担当者の理解の深さと市町村へのアウトリーチの丁寧さである。 現場の仕事を熟知しているので、市町村からの質問・疑問に対して具体的なアドバイスが できる。県として支援拠点整備支援として、担当者の意欲とレベルの高さによって、こう いった広域・後方支援が出来ているものと考える。

## (図1) Map Fan より引用

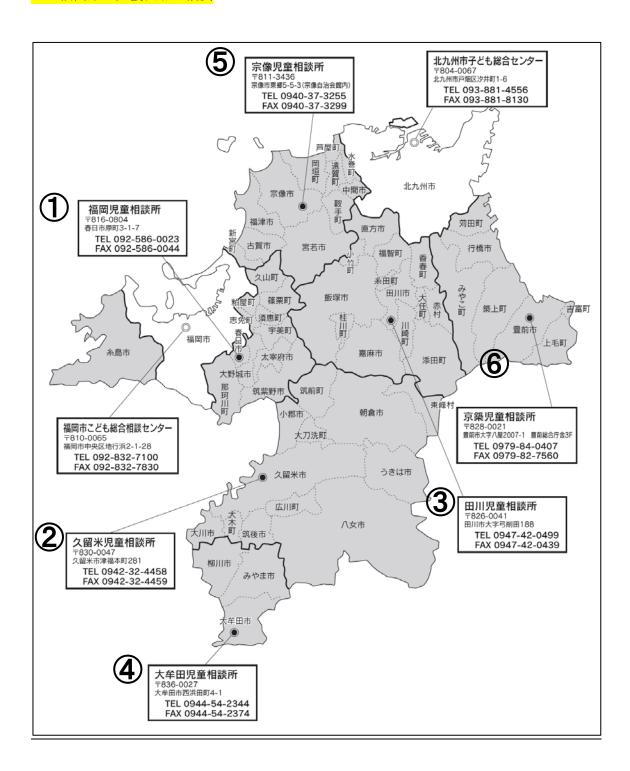
URL: <a href="https://mapfan.com/pref/33">https://mapfan.com/pref/33</a> (閲覧日:2018年2月5日)

ヒアリング調査報告 鈴木秀洋 荒井真子 井上玲亜

## 福岡県 ヒアリング調査報告

ヒアリング実施日:2018年2月20日

## 1. 福岡県の支援拠点の概要



## ↑ (図) 福岡県が設置する児童相談所

#### ①福岡児童相談所

- ・相談体制 児童福祉司16人、児童心理司6人
- ・管轄市町村 筑紫野市、春日市、大野城市、太宰府市、糸島市、筑紫郡、糟屋郡(新 宮町を除く。)
- ・管内児童人口 136,028 人

## ②久留米児童相談所

- ・相談体制 児童福祉司16人、児童心理司5人
- ・管轄市町村 久留米市、朝倉市、八女市、筑後市、大川市、小郡市、うきは市、朝倉 郡、三井郡、三潴郡、八女郡
- ・管内児童人口 108,879 人

#### ③田川児童相談所

- •相談体制 児童福祉司15人、児童心理司4人
- ・管轄市町村 直方市、飯塚市、田川市、嘉麻市、鞍手郡小竹町、嘉穂郡、田川郡
- ・管内児童人口 56,012 人

## ④大牟田児童相談所

- ·相談体制 児童福祉司9人、児童心理司3人
- ・管轄市町村 大牟田市、柳川市、みやま市
- ・管内児童人口 30,800 人

## ⑤宗像児童相談所

- ·相談体制 児童福祉司11人、児童心理司4人
- 管轄市町村 中間市、宗像市、古賀市、福津市、宮若市、糟屋郡新宮町、遠賀郡、鞍 手郡鞍手町
- ・管内児童人口 71,990人

## ⑥京築児童相談所

- •相談体制 児童福祉司6人、児童心理司3人
- · 管轄市町村 行橋市、豊前市、京都郡、築上郡
- · 管内児童人口 29,110 人

## 2. 市町村への働きかけ

## (1) 連絡調整

支援拠点に関する国からの連絡について、県内市町村へ随時通知している。

## (2) 研修の実施

要対協の専門職に対する義務研修は、平成 29 年 8 月~12 月に実施した。義務研修の 実績等を考慮し、検討することとしている。

## (3) 市町村からの問合せ対応

支援拠点に関する市町村からの相談に対応している。市町村からの問合せ及び意見の 例としては、以下のとおりである。

- ・「市区町村子ども家庭総合支援拠点」設置運営要綱(平成29年3月31日雇児発0331第49号)の解釈に関する問合せ。県としては現要綱の範囲内でしか答えられない。
- ・支援拠点の内容に関する問合せ
- ・支援拠点の設置に伴い、支援計画の作成等事務処理が増大することへの懸念

## (4) 人的支援

職員派遣、受入れ、交流等は行っていないが、市町村の相談に個別に対応している。

#### (5) 財政的支援

県独自の補助を行う予定は現在のところはない。

## 3. 支援拠点設置市町村

県内では宗像市のみ (国に補助金申請済) である。

## 4. 支援拠点整備の阻害要因

#### (1) 支援拠点の人員及び権限不足

支援拠点を設置するための専門職員等、最低配置人員の確保に苦慮している声を聞く。 また、虐待ケースなどは、家庭訪問する際、2名体制が望ましいがそのためにも人員の確保に対する支援が必要と思われる。特に、専門職員として児童福祉司の配置を希望しているが、地域には人材がいないとのことだった。

#### (2) 情報の不足

支援拠点の制度内容について市町村の理解が進んでいないように感じる。そのため、県でも、市町村に対し説明会や電話等での説明を行っている。宗像市以外の市町村は国に補助を申請していないが、支援拠点の設置要件を満たしている市町村もあると考えられる。市町村が国に補助を申請しないのは制度内容が不明確なため、市町村が判断できない可能性がある。

## (3) 母子保健部門との連携

小規模市町村は、そもそも組織が分かれておらず一体となっているところもあると思われる。大規模市町村ほど組織分化が進んでいるため、連携を取る必要があると思われる。

#### 5. 今後有効と考えられる手法

上記(1)の人員及び施設整備については、職員配置のための予算措置等の整備が必要であるため、長期的対応が求められる。

上記(2)及び(3)については、県内外の先進地の事例提供が効果的であると考える。県内の事例は宗像市のみである。県及び市町村が他都道府県の多くの事例を共有することで、県内の市町村は支援拠点の内容を把握しやすくなり、併せて制度趣旨の理解が容易になると思われる。また、県の児童相談所と市町村の支援拠点との情報交換が容易になると思われる。

(図)福岡県『児童相談所業務概要 平成 29 年度版(平成 28 年度実績)』より引用

ヒアリング調査報告 鈴木秀洋 二島克良 井上玲亜

# 長崎県 ヒアリング調査報告

ヒアリング実施日:2018年3月21日

## 1. 長崎県の支援拠点に係る状況



県内 21 市町を 2 つの児童相談所(長崎こども・女性・障害者支援センター、佐世保こども・女性・障害者支援センター)にて対応。



↑ 長崎県庁舎

## 2. これまでの支援拠点への働きかけ

長崎県では、28年度末に各市町との個別協議を実施し、問題点・課題、改善のための取組み事項等、今後の支援拠点の整備予定を確認した。

各市町からは、下記のような課題が挙げられた(別紙「各市町における現状と課題」参照)。

- ・ケースに関し、具体的な判断基準の取り決めがないことにより、児童相談所や市町 と判断が異なることがあるため、相談に対する判断基準、関係機関との連携につい て、職員間で共通認識を持つ必要がある。
- ・スーパーバイザー等専門家が確保できていないため、支援方針や内容に不安がある。
- ・他業務と兼務であり記録や整理の時間がないため、ケース管理が不十分になり、情報共有や引継ぎが難しい。

29 年度から法定化された研修(児童福祉司任用、要保護児童対策地域協議会担当者研修)等を実施し、市町職員の専門性の向上を図っており、次年度以降も引続き継続していく予定である。また、市町長との個別協議にて支援拠点の設置の意向も確認済である。

#### 3. 促進の阻害要件

支援拠点の整備がすすまない要因としては、①法整備が任意であること、②国が示している支援拠点の内容(具体的な業務等)の説明がわかりづらいこと、また上記の各市町との個別協議の課題にも挙げられているように、③職員体制やケース対応への現場での不安感が挙げられる。

①支援拠点の整備は任意である。

市町によって、人口規模や職員体制、財政規模が異なるため、整備に向けて県から市町への積極的な働きかけが難しい。

長崎市、佐世保市等、児童相談対応等の相談件数が多い自治体は設置に対する前向 きな意向を示しているが、相談件数等が少ない自治体は消極的な印象(別紙2「市 町別児童相談年度推移」参照)。現状把握に留まっており、今後どうすすめていく かは検討中である。

②市町が、具体的な役割のイメージを持てないことも要因である。

国からの説明が不十分であるため、何をしなければいけないか見えてこない、児童 相談所との役割分担がわかりづらい、という意見がある。 ③現場の職員の業務への不安、負担感が大きい。

相談員を増員する、アセスメントシートにより統一化をはかる、実務者会議、ケース会議の回数を増やす等の取組みを行っているが、相談件数に対して人員が少なく、専門的知識がないまま緊急の対応を迫られ、十分な情報共有ができていないことがわかる。

## 4. 今後有効だと考えられる策

上記の課題に対応し、(ア) 法整備を整え、国から統一の見解や判断基準を示していく、(イ) 職員体制を整え、人材の育成を支援することが、今後支援拠点の整備を促進していく上で有効であると考える。また、(ウ) すでに設置がすすんでいる自治体への見学も有効であると考える。

(ア) 中核市への設置が進むためには、市町が介入していくことを法で整備しなければ踏み込むことが難しい(義務付けなど)。

また、初期対応において、ここまでは市町の仕事であり、ここは県というように、 法やガイドラインで明確にしてもらわなければ、対応が難しい。

アセスメントのツールも、今あるものでは使いづらい。また、児童虐待における緊急対応や一時保護機能は、現状において児童相談所がその役割を担っているため、早期に児童相談所を設置することでのメリットが感じられないことも中核市の児童相談所設置が進まない要因である。今後、中核市における児童相談所設置を促進するためには、国や県で市町村の役割、現場レベルまで対応できるガイドラインを作成することが必要である。

(イ) 県としては、専門職の配置は法に従ってやらなければいけないという認識はあるので、今後は国の配置基準に応じた職員配置を検討している。児童福祉司任用前講習会等の人材育成支援等、体系的な研修も実施していく予定。

一方で、保育士、保健師や事務職に、専門的な能力を求めるのは難しい。保育士は 退職不補充で減っている。保健師は、保健部門以外の他部署に回せず、採用も少な く、児相の保健師は兼務あり、児相の中での保健師の役割がわかりづらいため、専 門職の採用を増やして層を厚くすることが重要である。

また、非常勤で良いのか、という問題がある。非常勤では定着しない。時間外、休日は職員の対応となるので、常勤でなければ厳しい。そこに補助が出ると人を増やしやすい、という声があるため、専門職の採用ができて、その専門職を育てていく体制を整えることは効果がある。

(ウ) 長崎県ではすでに大村市は、支援拠点整備の実績がある。家庭相談員の時給をあげて 募集するなど、人材確保にも取組んでいる。また保健部門や、教育委員会との連携も 良好であるとの話があるため、先進自治体にヒアリングをする、視察に行くことも有 効と考える。ただし、受入れ自治体の負担にならないように、調整等については県で 実施する等の配慮も必要であると考える。



」 こども政策局 → (こども未来課、こども家庭課)





← 相談室

ヒアリング調査報告 鈴木秀洋 松本美紀 井上玲亜